

会

議

午前10時 0分開議

議長（大黒孝行君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（大黒孝行君） 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番。1、海水浴場の健全かつ安全な運営について、2、地域医療と共立湊病院の役割について、3、下田市の防災対策について、4、清掃業務に係る不当な業務委託の是正を求めることについて、5、株式会社ワイティーマジネスの産廃処分業の再開と監視委員の活動について。

以上5件について、7番 沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。

議長の通告どおり質問をさせていただきます。

海水浴場の健全かつ安全な運営についてであります。昭和59年には173万人からの海水浴客をこの下田市で迎えております。本年、平成23年度は47万4,580人、最高時の3分の1以下に減少しているわけであり。それでも観光下田にとりまして、海水浴場はまさに主要な観光資源であり、イベントであると思うわけであり。本年7月中旬の台風6号によります白浜、外浦、鍋田、多々戸、入田や大浜、田牛海岸海水浴場に大量の海藻が打ち寄せられました。吉佐美支部では約10日間、海藻の処分にまさに明け暮れたわけであり。重機等6台を砂浜に入れ、大きな穴を掘り、ここに海藻を埋め立てたわけであり。160万円余りの経費がかかったそうであり。また、小石で浜がいっぱいになったこともあるわけであり。まばゆいばかりのこの白砂の海水浴場を保全をしていかなければならないと思うわけであり。

また、3月11日、東日本大震災と東電福島第一原発事故により、4月の静岡県内の宿泊客のキャンセルが40万人を超えたと報道がされているわけであり。そのうち30万人は伊豆半島でのキャンセルであったと言われております。夏の海水浴客にもこの風評被害が影響し

ていると思われます。死亡事故もあったわけであります。そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

第1に、台風6号等によります海浜に打ち寄せられた海草や小石の処理及び経費の負担についてどのように処置をされたのか。今後、これについてどのような対策を立てようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、白浜大浜海水浴場におきます離岸流による死亡事故、8月29日と30日であったかと思いますが、その対策について、やはり安全な海水浴場をつくっていくと、こういう観点からは大変必要な対策が迫られていると、危険をきっちりと知らせ、安全を確保するということが求められていようかと思えます。

3月11日発生の東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故によります宿泊客のキャンセル対策、東電に県等を通じて賠償請求をすべき、こういうことを検討すべきではないかと思うわけでありますが、当局の見解をお尋ねいたします。

第4に、海水浴場としての整備がされているか。トイレや休息所、シャワーなど施設の整備が不十分ではないかと思うわけでありますが、どのように認識されているのかお尋ねをしたいと思います。

第5に、白浜大浜海水浴場での不法営業行為の実態とその対策について、本年度はどのような状態であったのか、どう認識されているのか、あわせてお尋ねをいたします。

第6に、下田のこの夏祭りを中心にいたしまして、海水浴、夏場にきたお客さんを旧市内に迎え入れようという取り組みがなされたと思えます。浴衣で歩こうとか、あるいはキャンドルサービスとか、このような取り組みがされていようかと思えます。また、夏祭りには下田を出ていった若者がふるさとに帰ってきて一緒にお祭りを楽しむ、こういう交流の場所にもなっていようかと思えます。このような方向づけをより一層進めていくことが必要かと思えますが、当局の見解をあわせてお尋ねをしたいと思います。

次に、地域医療と共立湊病院の役割についてお尋ねいたします。

私は、平成22年12月定例市議会的一般質問におきまして、指定管理者を変えたことにより医療空白が心配され、医師・看護師等医療スタッフが不足する事態を迎えているのではないかと、どのように地域医療を充実していくのか、市長に問うたところでありました。市長は、SMA、静岡メディカルアライアンスが半年間しかない中で指定管理を受け、医療空白をなくすることは大変なことであった。内科、外科、整形外科、小児科、プラスアルファを中心として、看護師等も60名を10月段階で確保できたので、2病棟100床で平成23年4月から継続、

開院できる、混乱なく平成24年度には新病院に移行できると考えていると答弁をされました。しかし、その実態は、小児科は開院できず、3名の常勤医師、40名程度の看護師、1病棟50床という事態であります。その実態は、入院患者、開設時は20人程度、現在でも40人不足であります。

このような実態から、新病院が建設されても11診療科目、10名以上の常勤医師や必要な看護師など、スタッフが果たして確保できるのか、大きな心配をせざるを得ない事態を迎えていようかと思えます。したがって、その確保状況と医師確保等の手だてについてまずお伺いをしたいと思います。

次に、伊豆医療圏におきます共立湊病院の役割は民間病院で開設されていないか、不十分な診療科、つまり公立病院は小児や第2救急など、救急医療を初め産婦人科の開設など、地域に不足している医療に取り組むことだと思うわけであります。この点で、新しい病院がどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。また、下田賀茂地区の周産期医療の実態はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

新病院基本構想、平成17年3月にまとめられたものでありますが、この内容は産科、循環器科、泌尿器科を増設し、11診療科、200病床を確保していきたい、こうされているわけあります。しかし、現在の湊病院では眼科、耳鼻咽喉科、小児科もありません。新病院の設計図には分娩室もないわけであります。市民の医療ニーズにどのようにこたえられようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

3点目としまして、共立湊病院組合8月定例会において、地域医療及び跡地利用調査特別委員会が設置されることになりました。しかし、12名の定数が定められましたが、委員は選任されませんでした。地域医療のあり方や病院移転後の跡地利用について調査研究するのだそうであります。新病院と地域医療の課題は各市町の担当課で、また、各市町でまず検討すべきことではないかと思うわけであります。南伊豆町湊地区の医療過疎を克服するための診療所を跡地に置くことは異論のないことと思えますが、下田賀茂地区での無医村地区をなくする課題を共立湊病院組合が検討していくと、こういうことにはならないんではないかと思うわけであります。跡地どころか、新病院を今充実させて、きちりした病院をつくっていく、医師を確保する、それがまず必要なことではないかと思うわけであります。特別委員会に運営費200万円を負担するなど、疑問に思うわけであります。そこで、市長の所見をまずお伺いをしたいと思います。

また、指定管理者によります病院運営の検証を求める意見書が6対5で採択されたようで

ありますが、これについても市長の見解をお尋ねをしたい、所見を述べていただきたいと思
います。

また、共立湊病院組合病院事業の設置及び管理に関する条例が一部改正され、小児科の次
に脳神経外科が加えられました。そして、血管造影機を9,500万円で購入する補正予算も可
決されております。当初4億円でありました新病院の医療機器購入費が6億円になる。これ
も借金で、すべて起債で対応するということでもあります。どのような医療サービスが期待で
きるのか、脳神経外科医を安定して確保できるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

次に、下田市の防災対策についてお尋ねいたします。

3月11日発生しました東日本大震災から半年がたちました。大津波を引き起こし、福島第
一原発の過酷事故は収束できず、いつふるさとを追われた人たちは帰れるのか、こういう状
態ではないかと思えます。さらに台風12号、9月3日、4日よりますこの被害も深刻であ
ります。一日も早い復旧、復興を願いながら、災害列島、この上に暮らす上での国のあり方、
また、まちづくりのあり方を考えざるを得ないと思うわけであります。住民の生命、財産を
守る具体的な防災対策が今、早急に求められているわけであります。

東海、紀伊半島や四国を襲いました宝永地震、1707年、この年には富士山も噴火をしてい
るわけであります。1854年安政の大地震と同程度の被害をこの下田市にも与えられたと記録
されているわけであります。近くは1974年（昭和49年）の伊豆半島沖地震、マグニチュード
6.9、1975年（昭和50年）の10月8日、そして1976年（昭和51年）の7月10日と集中豪雨に
見舞われております。降った雨量は200から300ミリと言われているわけであります。そして、
1978年（昭和53年）には伊豆大島沖近海の地震がありました。マグニチュード7.0と言われ
ているわけであります。1991年（平成3年）には落合地区への集中豪雨、記憶に新しいとこ
ろであると思えます。

静岡県予想によりますと、静岡県危機管理部の資料によりますと、8.4の安成東海地震、
震度6、津波は下田で5.0メートルとされているわけであります。また、下田港の防波堤整
備が国土交通省中部地方整備局で進められております。避難港としての地域が200ヘクタ
ールに拡大され、4隻の停泊から16隻を予定をしているわけであります。5メートル以内の津
波であれば、浸水予測地域61ヘクタールが15ヘクタールと、4分の1程度に抑え、ある程度
の被害が軽減できるとされているわけでありますが、この見解を市長はどのようにとらえら
れているのか、お伺いをしたいと思います。

しかし、命を守るには逃げるしかないという実態が一方ではあるのではないかと思えます。

そこで、まず第1に避難地の確保状況とその整備状況についてお尋ねをしたいと思います。

静岡県では、森の力再生事業を推し進めております。森は山崩れ、土砂災害の防止、洪水や濁水の緩和、地球温暖化の防止の力があるんだと県はうたっているわけであります。

県民1人当たり400円、法人県民税の均等割5%（1,000円から4万円）を、そして、この財源を使って民有地の植林あるいは雑木林、作業道の整備など、全費を県費の負担で実施してくれるわけであります。平成18年から21年までの実績は、現在7,000億円の税収といたしますか、県民のこの下田賀茂地区の納入額に対し、3億6,000万円の事業が進められていると県は発表しているわけであります。実施以降10年間、しかし地主さんがその林地を整備しなければならない。こういう規定がありまして、これが一定のネックとなっているのではないかと思います。この事業を森の整備だけではなく、兼ねまして避難地への整備にも使えるように市が協力、支援体制を検討していくべきではないかと考えております。当局の見解をお尋ねいたします。

次に、放射能汚染から子供たちを守るため、県の放射能線量の測定、大気、海水、焼却灰を県は今実施をしておりますが、市独自でも測定をすべきであると思います。10万円から20万円程度でこの測定器も購入ができると、学校のグラウンド、公園等を含めて継続的な測定が必要と考えます。熱海市や三島市でも、既に独自測定をしているわけであります。

3点目としまして、台風12号、奈良、和歌山、三重地区に死者、行方不明者合わせて109人を数える多大な被害をもたらしました。1,000ミリを超える雨量がもしこの伊豆半島を襲ったと思うわけであります。ぜひとも、そういう意味では、この対策が必要であると思いますが、どのような体制で水害、土石流あるいは深層崩壊対策が必要と考えますが、県とも協力し、どのような体制で進められることになるのか、お尋ねをしたいと思います。

第4に、第1回庁舎等建設検討市民会議が9日にもたれたようではありますが、市民の議論が深まっていくと思いますが、市当局として庁舎や図書館、また認定こども園を一緒にした高台の建設を考えていきたいと、こう当局は述べていたわけでありますが、この点についての市長の所見をお尋ねをしたいと思います。

市民のサービスセンターとしての庁舎と防災センターとしての庁舎を分けて考えてもいいんではないかと思うわけであります。新たなまちづくり、地域開発の展望がどのようにもたれているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

次に、清掃業務にかかわる不当な業務委託の是正を求めることについてお尋ねいたします。この件は6月定例会でも質問いたしましたが、明確な回答をいただけたと思っていないわけ

であります。

第1に、市職員6人を解雇してまで、なぜひろせグループに委託しようとするのでしょうか。6人の職員の方々は臨時職の労働組合に加入しております。解雇等については、市長自ら団体交渉に臨まなければならないと考えます。市の職員であり、市長の意思を受けて日夜頑張っている職員であります。団体交渉を市長自らされているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

また、平成23年8月4日付で各区長に可燃ごみ収集地区の一部民営委託に伴う意見聴取についてのアンケート調査を実施しているようではありますが、これも民営化してよいかどうかを問う内容となっていないと思います。何のための調査なのか。3地区を委託しようと考えているようですが、3地区とはどこの地区なのか。そして、この6人の臨時職の方々をお願いをして区長さんと話し合いをさせているようではありますが、臨時職の人たちにこのような仕事をどういうわけでさせているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

次に、リサイクル分別収集運搬委託業務で、清掃センターで処分していた古紙類、アルミ・スチール缶類については、清掃センターで計量の上、栄協メンテナンスにその処分を平成23年度より新たに委託します。なお、有償売却金額は市に納入し、処理費については合意した適正な価格を支払うことにいたします。平成23年2月23日、ひろせグループ会長へのこのような回答を当局は出しております。この回答は今年度実施されているのかどうか、まずお尋ねをいたします。なぜこのようにされたのか、その実績はどうなっているのか、明らかにしてください。まさに、ひろせグループへの不正利益供与そのものではないかと私は考えるわけであります。

第3に、粗大ごみの処分費の推移についてお尋ねいたします。

栄協メンテナンスは、平成13年9月1日、市から一般廃棄物処理業許可証を交付されております。これは、家電リサイクル法が制定され、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機など家電4品目は栄協メンテナンスで処分することができなくなったわけでありまして。ところが、この一般廃棄物処理業の許可証を交付されたことによって、この家電4品目を家電4品目ではない一般廃棄物だ、こういう理由で処分できることになったわけでありまして。したがって、粗大ごみの市民からの持ち込みは、栄協メンテナンスへ持ち込む粗大ゴミ、清掃センターに市民が直接持ち込む粗大ゴミ、そしてリサイクル分別収集、月2回、125カ所それぞれ各区民の皆さんが仕分けをしてステーションに出しています。この3つの粗大ごみの出し方ができてしまったわけでありまして。

第1の栄協持ち込み分は、市民はトン当たり2万円を栄協に支払うのみで、市は処理費は出しておりませんでした、これは平成20年度以前のことではありますが。粗大ごみはごみと言っても有価物が多く、まさにリサイクル、資源であります。有償で売れますので、栄協メンテナンスは粗大ごみのこの有価物を売り、自らの収入にしてよしい、こういう内容で進んできたわけでありまして。ところが、平成21年度からは、市民からいただいた2万円は市に栄協は納めます。そのかわり、トン当たり5万5,000円、市は栄協メンテナンスに破碎処理費の委託料を払ってください、こういうことになったわけあります。失礼しました、5万7,700円を支払うこととなったわけでありまして。

そして、の清掃センターに持ち込んだ部分は、トン当たり5万5,000円で栄協メンテナンスに破碎処理を委託してありましたものを、平成21年度にはトン当たり6万5,700円に値上げをしているわけでありまして。リサイクル分はトン当たり3万円であったものが、これも5万7,700円の処理費を栄協メンテナンスに払う。その理由は粗大ごみの量が減少し、栄協メンテナンスの採算がとれないためとっておりました。この結果、平成20年度の粗大ごみの実績は196トン。市が栄協に支払った処理費は600万円、21年度には253トン、22年度は239トン、支払った処理費はどちらも1,500万円を超える処理費を払っているわけでありまして。600万円のものがどうして1,500万、900万も余分に払うようになったのか。これは何を意味しているのか、当局にお尋ねをしたいと思うわけでありまして。

粗大ごみ等の有価物の販売実績はどうなっているのか、特にこの粗大ごみの有価物の販売は、全く当局は実態をつかんでいないのではないかと思います。平成19年度に市の職員が清掃事務所で粗大ごみの処理をする中で、少なくとも300万円以上の収入を上げているという実績があるわけでありまして。さらに、スチール缶やアルミ缶のプレス、古紙、ペットボトル等は資源として売っております。これは、平成20年度1,428万円収入を上げております。ところが、21年度には873万円、22年度には1,300万円となっているわけでありまして。

まさにこのような経過を見ましても、不正常的な事態となる原因は、処理機や施設を清掃センターに備えず委託してきたからであると思っております。栄協メンテナンスに市の清掃センターと同じ権限を与えております、この一般廃棄物処理業の許可証は、市として交付する理由がないわけでありまして。更新しないことが必要であると思っております。観光地下田の産業廃棄物行政の根本的な改善、つまり市が責任を持って実施するという方針が今求められていると私は思うわけでありまして。

次に、ワイティービジネスの産業廃棄物処理業の再開と監視委員についてお尋ねをいたし

ます。

株式会社ワイティービジネスは、平成11年4月27日、たび重なる不法行為によって産業廃棄物処分業の許可取り消しをされました。その後、平成20年11月14日、下田市の事業場を再開しようと三度目の産業廃棄物処分業の許可申請を県に提出し、議会や多くの市民の反対を押し切りまして、県の指導のもと、石井市長は株式会社ワイティービジネスと吉牟田あや子代表取締役と公害防止協定を平成23年2月28日締結をいたしました。県知事は、この公害防止協定を下田市の市民の合意であるとみなし、平成23年3月31日、ワイティービジネスに処分業の許可証を交付をしたわけであります。

そこで、ワイティービジネスの産業廃棄物処分業の実態について、まずお尋ねをしたいと思います。市内及び県内の搬送車がどれだけ搬送し、どのように処分をされたのか。焼却あるいは破碎後、きっちりとどのワイティービジネスの事業所から持ち出されているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、有限会社リフレッシュジャパン代表取締役吉牟田安弘氏がY T Bの敷地の所有者でありましたが、この所有地が売却がされたと聞きました。どなたに売却されたのか、売却されますと、ワイティービジネスとの法的関係はどうなるか。申請に当たって、操業のための資金は問題ないと県は言っていたわけでありますが、このチェックはどのようになったのか、お尋ねしたいと思います。

公害防止協定第9条による監視委員会の活動についてお尋ねいたします。

いつから、どのように監視委員会が開催され、産廃公害が起きないように確認されているのか、お尋ねをしたいと思います。

以上で主旨質問を終わらせていただきます。

議長（大黒孝行君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 今、質問のほう整理しておりましたが、20近いご質問でございましたので、私が答弁できるところは私が、それから細かいことにつきましては、担当のほうの答弁ということになるかというふうに思っています。

最初の海水浴場の関係でございます。

7月中旬の台風6号によりまして、各海水浴場海岸に打ち寄せられた海藻、小石の処理、この経費についてのご質問でございました。

これにつきましては、海藻等の処理は市と夏期対の各支部で負担をしながら実施をさせて

いただきました。

2つ目の8月末に起きた白浜大浜の海水浴場におけます事故、離岸流というものの発生による事故でございましたけれど、これは、離岸流というのは各海水浴場にも風向きとか風速等あるいは潮流関係によりまして発生する可能性があるのではないかというふうに思っていますが、市内には9つの海水浴場があります。特に離岸流の発生しやすい海岸につきましては、夏期对各支部、それからライフセービング協会と協議いたしまして、離岸流の発生個所を調査研究するとともに、離岸流の危険性について周知するような対策をこれからもやっていきたいというふうに思っております。これはまた後日、夏期対の反省会がございますので、その中で話し合いをさせていただきたい、こんなふうに考えております。

あと、トイレ関係とか不法営業、それから祭り関係につきましては、担当のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

地域医療と共立湊病院の役割というご質問でございました。

これに関係して、新病院が来年の5月に開院をするわけでありましてけれど、これに対して診療科目あるいは常勤医師、看護師などのスタッフが確保できるのかというようなご質問でございましたが、現在の病院では常勤医師3名ということで、内科2名、整形外科1名、それから非常勤医師が当直医も含めて18名という、医師の数はそれなりにそろっている中でやっておりますが、9月から新たに脳神経外科のお医者さんも来るようになりました。10月には、新たに2人の常勤医師が就任をされるというふうに聞いております。来年の5月の新病院オープン時には、常勤医10名以上という中でやっていけるというご報告を受けているところでございます。看護師につきましても、就職説明会等を精力的に開催しておりまして、新病院オープンにつきましては、必要な人員確保に努力しておるということを指定管理者のほうから伺っております。

議員がおっしゃる公立病院というのは、小児科とか第2次救急あるいは産婦人科の開設など、地域の不足している医療に取り組むことだと、これは当然、そういう努力は我々病院組合しなければならない課題であるというふうに考えております。診療科目のほうはホームページ等に掲載してやっております。そういう中で、小児科の先生は確保されておられませんので、本年4月からは、今現在は休止をしておりますが、新病院開設のときには小児科の先生も確保できるというような形のご報告が来ておりますので、それができれば小児救急の再開もできるのではないか。やはり全国的に不足している小児科の先生、今の指定管理者じゃない、前の指定管理者のときにも小児科が休診をしているときがありましたので、やはりそ

うというような状況の中で、これは努力をしていただくことしかないのかなというふうに思っております。婦人科につきましては、今、週2回非常勤の先生をお迎えして5月からオープンしております。こういう中で小児科の診療科目を増やすということにつきましては、現在の病院計画の中では150床、現状の病床しかもらっておりません。この中で、来年5月に病院を開設するわけですから、当然のことながら今までと同じ、やっぱり2次救急に特化した病院という形がまずスタートの段階であろうというふうに考えております。しかしながら、今後、この賀茂医療圏の中で病床を確保できるのであれば、それに伴って病床増床ということと産婦人科ということに対応していくような動きが出てくるのではないかとというふうに考えているところであります。やはりこの地区の大事なことでありますように、この産科というものの取り組みについては地域住民の要望が大変強いことでもありますので、やはりこの公立病院が取り組む方向というのは、必ずやっていかなければならない問題ではないかということではありますが、当然のことながら来年5月の新病院には予定はされてございません。

この地域の、賀茂医療圏の産科につきましては、ご存じのように下田の診療所と、それから東伊豆の助産院1カ所という中で、利用者の要望を満たす状況にはなっておりません。かなり他地区の病院に頼っている状況でありまして、この地域で安全な出産ができることは、この地域の、賀茂医療圏のやはり長い要望事項でございます。ただいま申し上げたような形で努力をしていきたい、こんなふうに考えております。

8月の定例会におきまして、病院組合の中で出てきました問題点につきましてのご質問があって、市長の見解をとということでありました。これは地域医療と跡地利用の調査特別委員会が設置をされたということ、それから指定管理者による病院運営の検証を求める意見書ということが議員発議で出てきましたことについてのご質問でございますが、これは病院組合議会が議決されていることでございますので、この跡地利用につきましても、やはりこれから大きな問題点でありますので、議員さん方が積極的にこの地域医療の問題と跡地利用の問題について研究調査をしていくというのは、これはいいんじゃないかというふうに思います。

また、今現在ある病院を壊します。そこに診療所を置きます。そうすると、当然跡地利用ということでもありますので、我々首長もしっかりこの辺の跡地利用につきましては、委員会をつくってどのようにやるかというのは、今議論を始めているところでございますので、今この人選等もかかっております。そういう中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

下田市の防災対策のほうの関係でございますけれども、まず1点目の森の力再生事業、そ

れから放射能関係、それから台風12号を見て、防災対策どうなっているのか、その辺も問題点につきましては、また担当からの答弁ということで。

その後に出ました新庁舎の関係でのご質問がございました。

これにつきまして、高台への建設を考えたいということではありますが、市長の意見はということでもあります。これにつきましては、るる今回の議会の中でも答弁をしてきたことでもあります。やはり認定こども園、それから市庁舎につきましては高台というのを第一原則にして、今、用地等を当たっているところでございます。

それから、市民サービスの窓口部門と防災機能を分けて考えるということで、防災センターを別につくれというような、庁舎とは別につくれというようなご質問だと思いますが、今、静岡県内においても特に防災センターと、例えば町役場とか市役所というのを別々にしているのは、やっぱり合併というものがあって、空いた庁舎をそういう防災センターに使っているというような事例は聞いているところでは2カ所ぐらいあるように思っています。そのほかのところは、ちょっとそういうふうに分けて、機能分散というのをしていないというような情報を聞いております。利便性の関係を考えれば、そういうこともいいんではないかなという思いはありますが、やはりこれから下田市の場合は新しい庁舎を建てるという中で、2つに分けるという場合には、2棟の建物を建設しなきゃならない。昨日もいろいろ税収が厳しいんじゃないかとか、いろいろお話をさせていただきましたが、そういう中では、当然のことながら建設費が1棟よりかはるかに上乘せになってくるということがあります。そういうことを考えたときには、ちょっと無理な考え方になってくるのではないかなというふうに考えております。昨日も答弁しましたように、また、市民アンケート等も考えておりますので、そういう提言をいろいろ聞き入れながら、しっかりした考え方を統一した形に持っていきたい、こんなふうに考えております。

清掃業務に関する業務委託の関係と、それから産廃処分業の再開、監視委員の活動につきましては、また担当のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） それでは、海水浴場の健全かつ安全な運営についてということで、県のほうとも話しして、東京電力に賠償請求すべきではないかという件でございます。

この件につきましては、平成23年8月5日に原子力損害賠償紛争審査会、そこより東京電力株式会社福島第一・第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間

指針というものが出されております。その中で、茶につきましては静岡県も対象となっておりますが、観光業におきましては福島県、茨城県、栃木県及び群馬県に営業拠点がある観光業という規定になっております。なお、外国人観光客に関しましては、我が国に営業の拠点がある観光業という規定になっておりまして、その中で平成23年5月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたということを経験した減収については認められるというような規定となっております。

賠償請求に関しましては、被災地の状況等を考慮しますと、放射能の影響が下田は直接的にはなかったというふうに認識しておりますので、国内のキャンセルにつきましては、この指針のとおりというような形になってくるのではないかと思います。ただし、外国人観光客に関しましては、今後、下田だけではなく、伊豆の周辺市町の状況とか、そちらとの協議、また県とも協議して、今後は広域的な観点でまた協議、東電のほうのお話も聞いた中で対応してまいりたいと、そのように考えております。

次に、トイレ施設や休憩所、シャワーなどの夏期の施設整備という件でございますが、トイレに関しましては、現存するトイレの維持改修を優先的に実施してまいりたいと考えております。したがって、新設をこれからしていくということは今のところは考えておりません。なお、シャワー施設に関しましては、夏期の繁忙期には民間での仮設シャワー等の設置も行われておりますので、行政として増設を早急にするというような必要性はないと考えておりますので、現状、今の施設を何とか維持管理していくというようなことの方針で向かっております。

続きまして、白浜大浜での不法営業等行為の実態と対策でございますが、まず本年は6団体がパラソル、ベッド等を浜地に置き営業しているという状況を確認しております。また、バナナボートの営業、デリバリーにつきましても一部確認しております。対策といたしまして、7月17日の日曜日になりますが、夏の始まりの時期ですけれども、夏期対の原田支部長と観光交流課で営業状況の確認、それと後背地の営業車、それらを個別訪問いたしまして、市条例のことも記載しました浜地内は営業禁止であるというチラシの配布により、浜地内の営業行為の禁止についての注意、啓蒙をしてまいりました。また、7月29日までの昼につきましては、観光交流課職員による通報時の出動態勢を確保して対応いたしました。なお、特に海水浴客が多くなります7月30日から8月21日、それまでの平日につきましては、通常午前9時半に海水浴場、白浜の臨時派出所の警察官と原田支部と観光交流課職員で毎日パトロールを実施しております。また、その間の土曜、日曜日ですけれども、こちらは市の三役、

課長職等の応援を求めまして、パトロールを実施しております。なお、海水浴場開設期間中の夜間につきましては、観光交流課の中に夜間待機者を定めまして、非常時の出動態勢等を確保したというような状況となっております。

続きまして、以前と比べて不法営業行為がどのような感じですかというような形が若干あったと思うんですけれども、以前と大きな違いというのは、かなり昔は浜地での営業というだけでしたけれども、最近は後背地のほうに営業拠点を構えているというようなことが大きな相違になってくると考えております。なお、去年は、歩道まで出てパラソル等の営業行為が行われまして、観光客とか海水浴客の通行にかなり支障があって、交通渋滞もあったというようなことで、かなり注意に行ったというような状況を聞いておりますが、今年につきましては、そのような状況はありませんでした。浜地内の営業行為につきましては、まずは市の職員のほうから注意するというので、注意をいたしますと、一応は聞き入れて素直な状況です。また、パトロールの姿を見ますと、その場からいなくなるというような状況もありますが、これは観光交流課のほうもかなり苦慮しておりまして、以前と同じような状況になっているというような感じをしております。

あとは下田の夏祭りとの関係についてというようなご質問がございましたが、こちらに関しましては、現在、議員ご指摘のとおり海水浴離れということもありますし、今後海水浴だけで誘客というのなかなか難しいというような認識もしております。下田の夏は海水浴だけではないということで、下田の夏のイベントをアピールしていこうというような形で、昨年から夕涼みがてら旧町内へも足を運んでいただくというために、キャンドルカフェですとか、それに合わせた浴衣祭りを実施しております。そのような形で旧町内のにぎわいの創出に努めてまいりましたが、今後も中心市街地への人の流れも考慮した中で、そのような施策を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） 第1次避難地の確保状況と整備方針についてまず申し上げます。

下田市の津波対策としまして、5月及び6月に実施しました津波避難訓練の1次避難場所につきまして、すべての個所について、標高と東海地震第3次被害想定 of 想定津波浸水域との関係を検証いたしまして、その結果を自主防災会に周知してあるところです。検証結果としまして、旧町内本郷地区において新たな避難ビルの設定が必要な地区がございましたので、新たな避難ビルの指定作業を進めているところでございます。また、整備方針につきまして

は避難地、避難路整備を含む防災関連の補正予算を9月議会をお願いしたところでございます。

放射能測定につきましては、大気中でございますが、これは静岡県が総合庁舎屋上に測定装置を設置しております、県原子力安全対策課による環境放射線測定値として新聞紙上で発表しておりますが、健康への影響を心配する必要がないレベルを維持しております。今後も、大気中なんですけれども、発表状況を確認しながら市独自の測定が必要なのか検討をしたいと考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 私のほうからは、先ほどの防災対策の中で出ました避難地の関係、森の力再生事業を使った事業で避難地の整備に使えるようにできないかという提案といたしますか、ご質問だったと思います。

これにつきましては、ご存じのように森の力再生事業、県の事業となりますけれども、目的自身が権利者の方、山林の所有者自身で整備が困難な森林を回復するためということで、森林そのものの整備が目的となっております。それについて森づくり県民税を財源として事業を行っているということについては、議員がおっしゃったとおりだと思っております。ただ、避難地の整備という、避難地という目的に対しては、その事業の内容からして、やはり森林ということで、22年度の実績でいえば10カ所ほど下田市内やっておりますけれども、場所はすべて稲稜になります。ということで、津波の避難地という目的からしますと、土地が当然山間部でありまして、かつ山の中腹、頂上、急傾斜ということで、第1避難地として整備するという部分についてはかなり無理があるかなというふうに考えております。この事業についての主目的としては、やはり山のほう、山津波とか地すべりとか、最近台風で山が荒れているというようなことでのいろんな災害、それに対しての事業だと思っておりますので、津波の避難地としては適していないんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 水害、土石流、深層崩壊対策関係でございます。

現在、土砂災害防止法に基づきまして、静岡県で土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定をしております。その後、危険箇所が指定されれば、下田市がハザードマップを作成すると。その後さらに豪雨地の避難体制を整備していく予定でございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） 環境対策課のほうから清掃業務にかかわる不当な業務委託の是正を求めることについてでございますが、1項目で、解雇してまでなぜ民間委託するのかにつきましては、ごみ処理業務については平成6年11月28日、下田市廃棄物減量等推進審議会において協議され、審議会陳述書が提出されました。担当課は具体的提言事項に沿い、指定ごみ袋での排出等、できることから適正なごみ処理方法を推進してまいりました。その中の提言で、粗大ごみ等の収集並びに処理については、その体制と施設が皆無のため、今後とも民間委託とすべきである。また、その他の業務についても民間委託をすべきであるとされております。そのため、たびたび担当課で各業務の民間委託の計画をしたため、現業職の退職者不補充の原則を取り、現在に至っておりますが、第4次総合計画の策定と第5次下田市行財政改革において、ごみ収集業務について平成23年度に検討を準備し、平成24年度から民間委託の施行実施を図っていくことにしております。その一環として、平成23年7月6日開催された一般廃棄物収集許可業者連絡会議にて、収集業務の一部民間委託への移行について報告し、理解を求めています。

次に、臨時職員との団体交渉を市長が自らするのかということの質問ですが、担当課では、平成23年4月14日に収集業務の全体会議の中で、平成24年度から収集地区の一部委託化を説明し、準備のための協力を求めました。その後、4月22日に臨時職員と直接話し合いを持っております。また、今月ですが、契約更新時期となりますので、来年3月までの雇用であることを説明いたします。

次に、各区長様をお願いしてありますアンケート調査につきましては、収集地区の見直しにより、関係区での要望や意見を聴取して、今後のごみ処理のあり方を検討する資料として活用するためであります。

また、委託する3地区とはどこかという質問ではございますが、各区長様には旧町内、町なかでございます。朝日地区、浜崎地区、白浜地区を委託する計画案を示しております。

次に、リサイクル分別収集による有償売却の是正を求めることにつきましては、リサイクル分別排出で回収された有償物、アルミ缶、スチール缶、古紙類、廃食用油につきましては、平成23年度から保管施設及び処理機器を有する（株）栄協メンテナンス施設へ市の計量後、運搬されております。理由といたしまして、使用開始から32年経過しました缶プレス機が老朽化により処理能力が落ちたためと、古紙類ヤードの効率的な有効利用をしたためでありま

す。

あと、平成23年度におけるリサイクル収集による8月までの実績ですが、混合プレスで16.77トン、古紙類で179.69トン、アルミ缶につきましては2.03トンであります。

次に、3項目めの粗大ごみの処分費の推移につきましては、お手元に配付されております粗大ごみ年度別処理委託調書で説明させていただきます。

現在の粗大ごみの処理単価につきましては、平成21年10月2日、沢登議員より粗大ごみ処理委託にかかわる下田市職員措置請求書が出され、担当課の見解を一般廃棄物処理適正化検討委員会で検討し、監査委員へ報告いたしました。処理単価について、監査委員からの勧告では、調査委員会において粗大ごみ処理単価の見直しを行い、第三者である株式会社日産技術コンサルタントが算出したトン6万5,800円を参考に(株)栄協メンテナンスからの見積額を検討した上で中間処理処分費をトン5万6,000円、清掃センター分の運搬費をトン9,700円、リサイクル、分別収集の運搬費をトン1,700円とした粗大ごみ委託処理単価調書の減価償却費、借入償還費が平成7年の当初見積額と同額であるのは、償還方法、借入金償還期間及び償還方法により同額であってもやむを得ないものと認め、費用の過大見込みであるとする請求人の主張には、事実を具体的に証明する理由が記載されていない。以上の事実関係の確認から、粗大ごみ委託処理単価調書に不当は認められず、請求人の主張は認められないとのことで、担当課としましては、適正単価であると思っております。

処理量につきましては、資料粗大ごみ中、清掃センター分とは市民が清掃センターへ直接持ち込みをし、粗大ごみ置き場へ置いて行ったものを委託先である(株)栄協メンテナンスが積み込み、運搬し、処理した実績です。平成21年度以前、沢登議員が指摘しましたとおり、処理量が少ない理由につきましては、当時可燃ごみ収集を6台で行ってございましたので、収集終了後、粗大ごみの中から可燃物や不燃物を抜き取り、焼却及びプレス処理をしておりましたが、先ほど説明しましたとおり、プレス機の老朽化により固いものをプレスできない状況となったことと、平成21年度よりごみ収集台数を6台から5台としたことが原因であります。また、栄協不燃物素材とは、市民が直接栄協施設へ粗大ごみを持ち込んだ不燃素材等の不燃物について、栄協メンテナンスが市民に発行した計量伝票を市が確認し、市の施設の計量を受けた粗大ごみを処理した重量でございます。この重量と同じ手数料をキロ当たり20円の納付をしていただいております。

粗大ごみ等の有償販売実績がどうなっているかとの質問でございますが、粗大ごみ処理委託契約書内に特記事項として、粗大ごみ処理にかかわる破碎後不燃物が明確に算出できない

理由を記し、有価物については委託業者が処理することとしております。

次に、一般廃棄物処理業許可書は市として交付する理由がないので、更新しないことにつきましては、一般廃棄物処理実施計画において（株）栄協メンテナンス不燃物センターでの処理を行うこととしておりますし、廃棄物処理法第7条の4に規定されています条項に該当しない限り、許可の取り消しはできないと考えております。

次に、5番目のワイティービジネスの産廃処分業の再開と監視委員の活動についてでございます。

1番目の質問で、ワイティービジネスの産業廃棄物処分業の実態についてでございますが、4月は県内の1事業者から4回運搬があり、搬入量はプラスチック類等で32立米あり、焼却は行っておりません。5月は県内の5事業所から19回の搬入があり、搬入量は主なものとして廃プラスチック、シュレッターダスト等で302立米、焼却日数は8日で、焼却灰の搬出はありません。6月は県内4事業所から12回の搬入で、搬入量は184.5立米、焼却日数は5日です。焼却灰は愛知県の大徳運輸株式会社が運搬し、処分場は愛知県瀬戸市にありますクリーン開発株式会社の管理型処分場に40.6トン搬出されていることを産業廃棄物マニフェストで確認しております。7月は市内1事業所、県内3事業所から14回の搬入で、搬入量は廃プラスチック等が168.3立米、木くずが24.98トン、焼却日数は3日です。焼却灰は24.98トンの搬出です。これもマニフェストで確認しております。8月は市内1事業所、県内7事業所から28回の搬入で、搬入量は廃プラスチック等が120立米、木くず等で34.03トン、焼却日数は2日で、焼却灰は11.26トンが搬出されております。8月までで破碎等の実績はございません。

次に、ワイティービジネスの底地の売却につきましては、平成23年7月29日、三島市在住の個人の方に売却、所有権移転されております。その土地とワイティービジネスの法的関係につきましては、もともと第三者である有限会社リフレッシュジャパンから借地契約をしております。今回新たな土地所有者との賃貸借契約で、引き続きワイティービジネスの使用権限が確保されていることを確認しております。

次に、申請に当たって操業のための資金は問題がないとしてきた県のチェックと責任はどうかにつきましては、県のチェックとしては、許可の申請時に直近3年間の財務諸表を確認しております。

2項目めの公害防止協定第9条による監視委員会の活動についてですが、監視委員会につきましては、大沢地区産業廃棄物監視委員会設置要領を平成23年4月1日に制定し、職務と

いたしまして、事業場の監視、チェックリストによる立入調査を月2回、3区、大賀茂、蓮台寺、上大沢区から選出されました委員2人と担当課及び県担当課で行っております。また、月1回開催します委員会へ事業上操業等監視委員業務状況確認報告書を提出して、立ち会ったときの廃棄物の保管状況、書類検査、操業状況等を報告しております。詳細につきましては、監視の実務は6月から3地区順番で、月に2回監視を行っております。また、監視委員会の開催は、5月から毎月1回の定例会と臨時会がありました。監視委員会の開催日は5月25日、6月9日、7月7日、8月11日が定例会、9月5日に臨時会を開催しております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 質問者にお諮りいたします。

質問の途中ですが、ここで休憩してよろしいですか。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番。

7番（沢登英信君） 海水浴場の健全かつ安全な運営についてであります。海浜に打ち寄せましたこの海藻類は、かつて日東海藻等がありましたときには、そういうものの利用あるいは、もっと古くはミカン畑にこれを肥料として用いる等々のことがされたかと思うんですが、今、実態は浜に穴を掘って埋めてしまうと。大変な費用がかかっていると。こういうことでありますので、ぜひとも県等の知恵も借りて、打ち寄せるこの海藻を利用できるような方法を、手だてをとるべきではないかと、こういうぐあいに思います。それらの検討をぜひしていただきたいと。

それから、なお、この負担につきましても、やはり毎年同様な実態を繰り返しているわけありますので、夏期対へのきっちりしたこの処理費の対応を予算化すべきではないかと、こう思うわけあります。その点について再度お尋ねしたい。

なお、シャワー等については民間でもやっているからいいんだよと、こういう回答でございましたが、トイレは、夏期対でも仮設のトイレを出しているというのは、その実態ではないかと思えます。1万人も2万人もお客さんがいらして、トイレは1カ所しかない、こうい

う状況でありますので、やはり仮設のトイレを夏期対で出しているようなところは、常設のトイレにしていくというような方向づけをぜひ検討をしていただきたいと思うわけですが、いかがかと思えます。

それから、共立湊病院の運営につきましては、12月議会で答弁された内容が、年の3月、ふたを開けてみたら全然違う、こういう状態について、やはり市長は一定の見解をここではっきりさせるべきではないかと思うわけです。そのとき答弁してしまえばそれで終わりだ、答弁した内容に責任は持たない。こういう姿勢であっては何のための議会かと、こういうことになるのではないかと思うわけであります。

まさに市長の弁を聞いておりますと、公的医療はSMAに、静岡メディカルアライアンスに任せただけからもういいんだと、私は知らないと言っているように聞こえるわけであります。市長あるいは管理者としての責任はどこにあるのか。本来、命を守る最終的責任を持つべき各市町村や県、国がこれを安上がりにならねばという、民間企業のもうけのための仕事にしよう、この結果が今日の共立湊病院の事態を招いているのではないかと思うわけであります。地域にとって必要な小児救急あるいは産婦人科、産科の診療科目は、この病院になくても全く痛みも感じないと、今後検討していくんだと、こんな回答しかしない、この市長の責任はどう考えているのかと、本当にそういうことでいいのかと、こういう疑問に明確に真正面からぜひとも市長は答えていただきたいと思うわけであります。SMAの責任にするのではなくて、自ら市民にこの医療をどう確保していくかと、この姿勢を今市長にお願いをしたいと思うわけであります。

それから、問題なのは清掃業務にかかわる課題であります。

市の臨時職とはいいながら、市長の命を受けて市民ために一生懸命働いている30代の職員、家庭も持っているわけであります。来年の4月に、仕事はあるのに委託してしまうから首切ったいいんだと。こんな情のない行政であっていいのかと。ぜひとも市長に考え直していただきたいと。平成6年でしたか、この答申書があるんだから委託していく方針になっているので、これで進めているんだと。全く状態をきっちり分析をせずに、ためにする議論をしているのではないかと思うわけであります。ぜひともこのような姿勢は改めていただきたい。

市民が月2回、125カ所それぞれ瓶、缶や仕分けをして出しているこのリサイクルの有償の品物がある特定の業者の利益を補償をしている、こんな状態でいいのかと。600万円のこの処分費が1年後には1,500万円にもなっている。法的にいいんだとはいっても、経済効果を図らなければならない。この市の行政として、こんなことはこれでいいと。そういう姿勢

で市長よろしいんですか。再度、市長自らにお尋ねをしたい。

さらに、粗大ごみは有償物がその中に含まれているわけです、資源物が。それは全部栄協メンテナンスにあげてしまっているんだと。そういう契約になっているから何ら問題はないんだと。その契約自身がおかしんではないですか。そういうもののとらえ方はしないんでしょうか。とりあえずお尋ねをいたします。

議長（大黒孝行君） 市長。

市長（石井直樹君） 海岸に打ち寄せられました海藻等の関係につきましては、昔の利用方法、当時はただ埋めるとかじゃなくて、また別の使い方があったということでございますので、多分肥料とかそういうものに使われた時代があったんじゃないかと思imasuので、またこれは担当のほうとも相談をしてみたいというふうに思imasu。

それから、その処理をする費用というものにつきましては、先般答弁申し上げましたように、市のほうと、市のほうも担当が持っている予算と、それから予備費を流用してやらせていただいたんですが、こういうこともすべて市のほうで処理という形にいかない部分もあるかと思imasuので、これはまた担当含めて考えをつくっていきたいというふうに思っております。

それから、病院のほうの22年の12月議会の答弁につきましては、その答弁の内容と、実際に今の共立病院の医師の確保が違ふんじゃないかということにつきましては、正直申し上げます、私どもが、自分が医師の確保に動いているわけではありません。指定管理者を受けたSMAさんのほうからの情報を私が知っている限り、あるいは聞いている限りのことをここでご質問いただいたもんですから、こういう形で聞いておりますというふうに多分答弁をしているんだと思imasu。それに対して責任を取れというようなことを言われても、現実には私が聞いたときには、看護師の確保も確かに12月議会で答弁したような数がある程度確保できているというような話を聞いておりました。しかしながら、怖いのはこの業界であるというのをその後に認識したのは、やはりいろんな工作があったりなんかして、勤める予定の人たちが勤めることができなかつたというような事態もあつたということで、かなり数字的な問題で、変化があつたんじゃないかということで、今さらながらに今回の病院問題につきましては、大変奥が深い問題が潜んでおると、こんなような認識を持っておりますので、当時の一番正しい情報を私は知っている限りご報告申し上げたということで、事態はそういうふうに違ってきているというふうに結果としては出ておるんでございますが、その辺のことを踏まえて、いかに来年の5月にオープンするこの公立病院に、ぜひとも足を引っ張るような

言い方じゃなくて、もっと前向きに、例えば沢登議員が産婦人科を設置したいという思いが強かったら、ぜひそういうような形で、当然将来増床に向けてこの地区で運動を起こしていくとか、こういうことに前向きな発言をしていただいで、そうすれば今の150床が例えば200床近くになれば、産婦人科の医師の確保というのも考えられるような病院形態になる。今は150床の中で、2次救急に特化したいい病院をつくろうという思いでやっているわけですから、急に市長違うじゃないかと、努力しろよなんて言われても、簡単にできる問題じゃないということをよく理解をしてご質問していただきたいというふうに私は思います。

ですから、今、来年の5月にできる病院がこの地域にとってどれだけいい病院になるかというのは、まずは医師の確保は当然であります。その中で、今回の病院組合のほうでも補正で対応させていただきまされたけれど、医療機器の充実というのが大きな課題であります。ですから、もう既に脳外科の医師の先生が派遣をされて、今入っておると。当然それにつきましては、血管造影機器も最新のやつを入れます。いい機器が入れば、いい医者が来るんです。我々はそういうつもりで、今回6億9,500万という大きな財源投入をします。しかしながら、これは当然減価償却という中で、指定管理者が自分たちが負担をする中で、この医療機器を整備してくださいという話の中でやっているわけでありまして。すべて病院組合がお金を出してやるわけじゃないんです、減価償却でいただく。こういう中で、例えば血管造影装置も多分1億7,000万ぐらいのお金をかけます。それだけいい機器が入るんです。そうすると、脳神経のほうの病床、それから循環器系ですか、心臓のほうの関係、これでもういち早くどんな状況かというのはわかるんです。すぐ順天堂へ送れじゃなくて、この病院である程度の対応をしてから、ここでできるか、あるいは順天堂へ送んなきゃならないかというところまでできる、そういう病院を今目指しているんです。

ですから、CTについても1億2,500万ぐらい、それからMRIについても1億5,000万ぐらいかけます。CTでも今の病院にあるのは多分16列ぐらいの機器なんです。でも、今回入れようというCTは、64列というまさに今一番この医療界の中で先端を走っているCTを入れようと、こういう努力をしているのが今の病院の実態ということ、こういうことをまずご理解をいただきたいというふうに思っております。ですから、すべてSMAのほうに責任を転嫁するんじゃなくて、我々もそういう努力あるいは病院組合のほうも、そういうやっぱり最新の医療機器をもっていい医者を使っていこうと、これがやっぱり公立病院の責任だろうということがかかっているということをご理解いただきたいと思います。

それから、ごみ処理収集の民間委託につきましては、我々つくっている総合計画あるいは

行革大綱という中で考えてやってきたことです。ですから、こういう中で市の職員を切るというよりか、臨時職員の皆さん方にその辺に従事していただいていたという経過があるわけです。市の職員を採用して、その業務に当たらせるんじゃないで、こういう計画があるから、こういう臨時対応をしていこうということでやってきたという中で今回の時期が24年から実施というような大綱の中で示されておりますので、それに沿ってやっていこうということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 廃棄物の処理の関係で市長が答弁いたしました。そのほかの件について私のほうから答弁をさせていただきます。

まずリサイクルにおきまして、有価物がある特定の業者に利益供与しているんじゃないかということでございます。これは、特に栄協で破碎をした粗大ごみの中には、議員言われるように有価物が相当出ます。今までにも何回か議論をしてきまして、その有価物は当然に市の所有であるから市が処分すべきであるというような議論もいたしました。我々もそういう原点からいろいろ他町の状況も聞き取りをいたしまして、何とかいい方法ないだろうかということの研究をいたしました。いろいろ研究していく中に、相手側の言い分としては、これは下田市だけの粗大ごみの処分じゃないよと、よその町の粗大ごみも処分をするんだと。それから、簡単に有価物と言うけれども、粗大ごみの処理の中から生ずる有価物は、いろんなものが混ざっていると。これを処分するには、それ相応の人力を加えて分別をし、整理をして、その賃金についてみてくれるのかというような議論もいたしまして、いろいろ計算をした結果、確かに県内の他市の状況も調べました結果、これはほとんど変わらないなというような状況から、議員言われるようなこともありますけれども、栄協で処分して結構ですよということになったものでございまして、決して特定の業者に利益を与えていることではなかろうかと思えます。

それから、リサイクルの問題につきましては、議員も言われたとおり、有価物については市の収入としております。そうした中で、23年度から栄協のほうに何といたしますか、まとめさせて処分をさせているということ、これもまた議員からすれば特定の利益を与えているんじゃないかということでございますけれども、これにつきましては、6カ月ごとに複数の業者から見積もりを取りまして、市場価格も十分今現在承知できますので、それらとの整合性から間違いのない金額での処分ということで、見積もり合わせの結果の決定業者に処分をさせているということございまして、これも議員が言われるような特定の業者という判断

はしていないところでございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） トイレの増設の件でございますが、過去トイレにつきましては増設してきた時代がかなりございました。下田におきましては、9海水浴場ございますので、その9海水浴場につきましてはひと通りすべて設置がされております。その中で、先ほどは私の説明がちょっと不十分なところもございましたが、老朽化したトイレにつきましては、現在は改修というような形で計画をつくっておりますので、新たに新しく別のところにつくるということではなく、今ある中を改修する中で、その機能が不足する部分につきましては、便器数を増やすということも地元のほうの支部とか、そういったものと十分協議した中で検討していきたいと、そのように思います。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 海水浴場の安全を守るという点では、離岸流によって1名のとうとい命が奪われたと、大変な事故だと思うわけであります。8月19日を過ぎますと、僕がちっちゃい頃は、両親は鍋田や外浦ならともかく、白浜等の外海に行くなど、土用波で大変なことになるよと。この海がそういう意味では離岸流といいますか、流れがあって危険な海であると、海の危険性について来誘客に知らせていないんじゃないかと。かつてはそういう危険であるということの看板を海岸に標示されていたこともあったかと思うわけです。ライフセーバーの件もありますが、開設期間は7月1日から8月31日、しかし海水浴場としての夏期対の期間は7月16日から8月21日あるいは28日、ここにギャップがあるわけです。しかし、大変暑いとお客さんは来て、そこで泳ぐということになってこようかと思っておりますので、このような状況の中でどう安全を図っていくかということの対策は早急に必要ではないかと思えます。ライフセーバーの設置も必要であろうとは思いますが、危険な海であると、そういう意味での危険があるんだということは、きっちり来誘客に知らせていくということが必要かと思えますが、この点はどうかというぐあいに思えます。

それから、共立湊の点につきましては、その時点時点で指定管理者から聞いた内容を報告してくださったんだと、こういうことでございますが、そういうことでいえば、24年の5月、新しい病院が開設されると。十分医者も確保でき、看護師さんも確保できるんだよと。こういうお話かと思えますが、その経過から見ますと、それがことごとく裏切られているといい

ますが、そのとおりになっていないと、医師や看護師が確保されていないのではないかと、こういう不安を持たざるを得ないわけです。今、現実の中できっちりした病院をつくってほしいというのは、市長と同じ気持ちでありますので、そのポイントはやはり医師や看護師がきっちり確保できるかということでございますので、ただ聞くだけではなくて、管理者としての責任、きっちり医師を確保するという手だてをぜひともとって、いい病院ができるように実現をしていただきたいと。

それから、小児救急や産婦人科の問題を先送りしないでいただきたいと思うわけです。現実には臼井さんや、東伊豆に藤邊さんという助産院があると。新病院の中にできないということであれば、この病院がきっちりとサービスができるような援助を1市5町あるいは下田市で検討するということが必要ではないかと。何よりもやはり下田市内の担当課で下田市の医療について研究をしていくと。そして、それらの内容を共立湊病院でできることはそこをお願いをすると。できないことは、民間病院をお願いできることであれば、それは民間病院をお願いをしていくというこういう仕組みが必要ではないかと言っているわけです。ぜひともそういう体制をとっていただきたいと思うわけであります。

それから、3点目の清掃の問題であります。市の大方針だからこれで進めるんだと、法的に何ら問題はないんだ、監査委員も認めている。こういう話であります。現実の問題として600万の処理費が1,500万にも膨れ上がっている。こんな状態で何ら問題がないというような回答をしている当局のあり方がおかしいんじゃないですか。しかも、臨時の人にやっていただければ、従来どおりこの仕事が進んでいくのに、それを委託するんだと。その裏には、皆さん水道課の下田配水池のこの借地の問題が明らかに隠れているわけです。その代償措置として、来年度委託するんだという方針を出しているんじゃないんですか、ひろセグループに。そういう事実をきっちり隠したまま、大方針だからこれを進めるんだというのは、どうしても納得はいかない、改めていただきたいと。今の形態で収集して、何らどこにどういう不都合があるのか、何も無いんじゃないかと思えます。方針だからそうするのではなくて、市民にとって、今の体制ではどこにどういう不都合があるのか、明らかに答弁をいただきたいと思うわけであります。

それから、内訳を言いましたけれども、リサイクルで集めてきたものは、見積もり合わせをしたその値段で、栄協はお金を払ってくれているんだから不都合はないんだと、こういう答弁であります。100トンの古紙を見積もると、50トンの古紙を見積もるのでは、見積もり単価が当然違うわけです。瓶、缶にしても100トンの大きな見積もりをいただけるのに、

その半分あるいは半分以上を栄協が持っていってしまう。そういう状態で安い値段の見積もりで栄協がその支払いをするということになるのではないですか、そんなやり方していたら、機械がないから頼むんだと言うんなら、それは当然プレス機を購入すべきじゃないでしょうか。そういう姿勢にどうして立たないのか、明らかにしていただきたい。

それから、最後であります、もう一点、ワイティービジネスの件でございますが、状況はきっちり監視委員会がやられて、当初予定された台数程度を搬入して、搬出の灰もきっちり処理されていると、こういう見解であったかと思うわけですが、この状態では恐らく財政的に立ち行かなくなるのではないかと。その端的な例がこの敷地の、ワイティーではありませんけれど、関連しているリフレッシュジャパンが底地を売らざるを得ない。こういう事態になっているのではないかと思うんですが、そこら辺の見解はどのように副市長は責任者としてお考えになっているのか、どういう議論がそこであったのか、お知らせをいただきたいと思います。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 最後に、追加でありましたワイティーの財政的に立ち行かない件について、私のほうからの見解を答弁させていただきたいと思います。

議員が言われたように、また先ほど担当課長のほうから答弁がありましたように、現在の操業の実態が本当に8月で焼却を2日、7月で3日等々で、搬入をする素材といいますが、産業廃棄物の量が大変少ない。業者としてみますと、これは聞き取ったわけでございますけれども、黙っていても人件費で250万、電気料等々で70万というような金額がかかるといようなことも聞き取っておりまして、本当に厳しいだろうと、これはもう監視委員会の委員の皆さんも全員がそのような認識を持ってきております。しかし、我々としては、経営が苦しいだろうからどうかということじゃなくて、本来、もし立ち行かなくなった場合に休止をする、これも一つの方法かなというふうには思っております。議員はよくあそこにああいう建物があること自体がおかしいんだと、県にも買い取ってもらったらいかがというような提言もされております。あることが今後どうなるかは非常に不透明ではございますけれども、決して我々としては操業を県が認めたわけでございますから、それほど大きな利益も上げず、赤字にもならずというように、余り焼却の日数も取らず、大きな問題にならないことを期待しているわけでございますけれども、今現在においては、大変厳しいということは、相手側企業からも代表者から言われておりまして、何とか違う事業の展開もしたいなど。しかし、これは簡単なものじゃありません。協定をしっかりと結んでおりまして、今、

報告したように大変厳しい監視もしております。協定に違反するようなこと、また協定にそぐわないようなことは、もし環境対策以外の問題であっても、この監視委員会の中でしっかり議論をしていくということになっておりますので、近々またそういう協議の場を持っていただきたいというようなことがあろうかと思えますけれども、現時点においては、議員が言われるように大変厳しい、こういう判断をしております。

ただ、課長が言いましたように、土地の所有権の移転につきましては、これはもともとがリフレッシュジャパンの土地をワイティーが借りて操業をしているわけでございまして、いろいろ弁護士とも、また県とも協議をした結果、この件については協定上も、また法的にも問えないだろうなという判断をしているところでございます。

それから、一般廃棄物の関係で、議員が言われるように100トンと50トンではその単価が違うだろう。それはそれで、確かにそういうことも言うかもしれませんが。ただ、1トンと100トン、極端に言えば。これはもう全然違って来るかと思えます。50トンを1回で持って行ける、100トンを2回で持って行く、こういうレベルな話であれば、現実的には違いますよ。こういうレベルの話であれば、それほど大きな違いはないだろうなと。それから、今までは、あそこのストックヤードに集まった、例えば古紙類等々の、例えば請け負った業者が電話一本で、県内ではありますけれども、市外の業者に集まったから取りに来てくれよと。そして、その業者が取りに来て積んでいって、こういう実態を見たときに、どちらがいいのかなという議論もいたしました。そういうことで、4月1日からはこのようなことにしたところでございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） ご質問のありました離岸流の危険性の周知と海水浴開設期間外の安全対策の件でございますが、観光交流課としても海水浴場はまず安全であることが第一、それが基本であるという認識はしております。したがって、離岸流の危険性につきましては、それを周知していくという必要性は感じておりますので、ライフセーバーが安全パトロールのみでなく、啓蒙等も浜地で実施しております。したがって、それらの協力を仰ぎまして、啓蒙には努めてまいりたいと考えております。

次に、海水浴場開設期間外に今回の事故が起こったわけですけれども、開設期間外でありましても、事故の危険性が高いと判断できる場合が今回あるということはもう事実ですので、お客さんが天気がよくて来ている、なおかつ波が高いというような時期、それにつきまして

は、今後、夏期対の中の反省会、それらも開催されますので、それらの中で対応について関係機関と協議するというようなことで対処してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） いいですか。ありますか。

座ったままで指摘してください。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 産婦人科についての医療について、担当課としてどういうふうに考えているかということのご質問でございます。

まず担当課としましては、安心して産める環境を整えるということが第一前提であろうかと思えます。それと、産婦人科の医師というのは、全国的に不足しております。ですから、こういった医師不足に対応する形で進めなきゃならないということがあります。それは、医療資源を有効に使うということにつながっていくと思えます。

まず1点、安心して産める環境をこの市で整えるということにつきましては、医療機関で定期的な健診が受けられる、こういったことで妊婦の健康管理が適切に行われるということが重要だろうというふうに考えております。これは、妊婦につきましては14回の健診を行っております。それと同時に、周産期を含めた前後の期間における周産期医療というのは、やはり妊婦にとっても不安があるところでございます。そういった突発的な事態に備えて、どのような措置をとるかということですが、これについては地域の医療計画の中でつくられておまして、第1次的には伊東市立病院、その次が順天堂の病院というふうに県の医療計画の中では定められておりますので、こういった医療機関との連携とか協力関係を密にしながら、安心できる環境を整えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 私のほうからは、今、議員から言われた委託することとしないことの違いはということの質問に対しまして答弁をさせていただきたいと思えます。

この民間委託の方針は、これはもう議員も承知のとおり、今回は第5次の行革大綱でありますけれども、延々と議論をしてまいりました。今後、行政の担わなきゃならない仕事というのは、どんどん膨れてまいります。現在でも権限移譲の中で県の仕事も下田市が持たなきゃならない、こういう状況にきております。そうした今までの経過の中で、民間でできることについては、もう民間に委託すべきだと。行政はスリム化をしていく。それでなければ生

き残れないというような議論をしまいいりまして、それぞれ行革大綱の中でも明記されているところでございます。

そういう経過の中で、この近隣の町、東海岸で東伊豆、河津、南伊豆においても、もう以前から収集業務については民間委託をしております。そして、特に大きなトラブルもございません。ということで、下田市は、先ほど市長も言いましたけれども、審議会の陳述書がありました。いろいろ有料化等々の収集に沿った改善、改革もしてまいりましたが、大変この民間委託収集に、または焼却部門についても遅れております。そういうことから、今回チャンスでもあるので、民間委託を実施しようというところになったわけでございます。

財政的にこれが幾らか安くなるのか高くなるのかということについては、現在の試算の中では確実に安くなると思っております。議員も言われるように、6人の臨時の職員を切ること自体、本当に心情的に、苦しんですが、これはもう今言ったような事情の中で、早い時期から雇用するときにはこういう条件ですよということを示してまいりまして、昨日、今日、期待を持たせた結果、首を切りますよの状況ではないということは何とか理解をしていただきたい。そして、前回の議会においても回答したとおり、あっせんはしませんけれども、そういう心情的な面においては、何とかいい方法がないだろうかという模索はしているところでもございます。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 最後になろうかと思いますが、委託の方針だから委託していくんだというだけではなくて、委託すべき相手なのかと、こういうことも含めてきっちりと体制を検討していただきたいと、こう思うわけであります。

やはり市民のために、また市長の権限の中で一生懸命頑張っている職員の首切りをすると、こういうことは基本的にあってはならないことだと。こういう思いをぜひとも市長も持っていただきたい、こう思うわけであります。

それから、最後になりますが、防災のところでも聞いたわけでありまして、ご答弁いただかなかったようで。県のほうでは安政の大地震、マグニチュード8程度を予定して、震度6ということで津波は5メートルという想定をしているようでありますが、これが昨日の市長の答弁では、5メートルではなくて13.7ですか、14メートル近くの津波が来るといような想定をされているようなご答弁をいただいたかと思うんですが……言っていないんですか。ああそうですか、それは失礼しました。1年後にそれらの想定をするんだという答弁を前回いただいているかと思いますが、現時点の中でどういうシミュレーションをしているのかと、この

問いにつきましてご答弁をいただいておりますので、最後にいただきたい。そういうシミュレーションになるとどういう被害が出てくるのかと。

議長（大黒孝行君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 昨日答弁申し上げましたのは、県の第3次被害想定の中で、下田市は2.7メートルから5.6メートルという津波が想定をされるということだったんですが、当然、今のような我々の中では、それを津波の高さとしていろんなものを考えてきたハザードマップにも、そういう中でこの辺までが浸水地域になるんじゃないかということをお示してきた。しかしながら、今回の想定外のことを考えると、当然のことながら見直しはしなきゃならない。ただ、下田市単独でどういう見直しをするかというのは、かなりこの数値というのは、1回つくれば、またそれがひとり歩きをするという経過があります。ですから、やはり国の被害想定あるいはもっと早くに、多分県がこの第3次の被害想定の見直しを今進めているところでもありますから、こういう中で出てきた数字というのがある程度間違いのない数字の根拠になるということで、それを並行しながら待っていて、ちゃんとした数字が出てきたときに皆さん方にお示ししながら、市のほうも対応をしっかりと考えていかなきゃならない。今のところはそういう考えであります。

議長（大黒孝行君） 時間です。

これをもって、7番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩をいたします。

午後 0時 0分休憩

午後 1時 0分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位5番。1、株式会社ワイティービジネスの産業廃棄物事業について、2、ごみ処理収集業務の民間委託について、3、下田市の財政について。

以上3件について、3番 伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 政和会の伊藤です。

議長の指名により、一般質問を始めさせていただきます。

最初に、第1の大項目、株式会社ワイティービジネスの産業廃棄物事業についてでありま

す。

今年の2月の全員協議会で、今後は株式会社ワイティービジネスと公害防止協定を結び、公害防止協定を許可の条件に入れ込み、県が処分業許可の判断をすることになるとの説明を受けた後、何の報告も説明もありません。協定締結から県の許可、現在までの経緯の説明を求めます。県の許可と公害防止協定は、最終的にどのような位置関係になったのか。防止協定違反があれば、即許可取り消し、このようになるのかどうかお尋ねします。

事業の現状と監視委員会の活動については、沢登議員に対する答弁でわかりました。それで、そのやりとりの中で関連してお聞きしたい。操業が2日から4日間、これでは、答弁、質疑の中にありましたけれど、営業的には成立しません。現在、協定の中では県内からの持ち込みのみであり、県外の持ち込みはできないようになっております。市内が3割、県内が7割であります。現在の営業状況であれば、当然県外からの持ち込み要望が出てくるものと考えられます。4月にスタートしたばかりですから、すぐに県外の持ち込みがOKということはないでしょう。しかし、将来的には会社の存続がかかるわけですから、当然県外からの持ち込みは想定されるところであります。この県外からの持ち込みに対して、どのようなお考えを持っているのか。また、会社が存続できるかできないか、あるいは県外持ち込みを拒否することによって会社が倒産、こういう事態になる。このときでも県外持ち込みを拒否することは可能なのかどうか。それを拒否したことによって、会社が倒産した場合に損害賠償問題等は起きるのか起きないのか、その辺の見解をお尋ねします。

次に、ごみ処理収集業務の民間委託についてであります。

ひろせグループからのごみ収集業務の民間委託の要望に対して、本年2月23日の回答書によれば、収集業務については5区体制のうち3地区を委託するべく予定しているとのことです。どのような理由によって民間委託をするのかお尋ねします。

6月定例議会では、民間委託の理由として、朝方にごみが残っており、苦情も多く、環境面あるいは観光面からも早朝の収集を実施したい、パッカー車の購入には800万円かかる。こういった説明がなされていたわけでありましたが、早朝収集については、民間委託をしなくても、市職員あるいは臨時職員を早朝出勤させれば解決する問題であります。そこでお尋ねしますが、市職員組合、臨時職員に対して早朝出勤の打診なり交渉は行ったのかどうか。職員による早朝収集を実施しない理由は何か。

パッカー車の購入代金は民間委託してもかかります。常識的に考えれば、購入代金で払うのか、委託料で払うかの違いでしかありません。現在のパッカー車は14年目に入っていると

のことであります。そうであれば、800万円のパッカー車を14年使えば、1年あたりは57万円の費用であります。その程度の費用で済んでいるわけですが、民間委託をすれば、通常減価償却期間で購入代金を回収することになります。パッカー車の耐用年数が5年であれば800万、年間160万円の費用がかかる、委託料として支払う必要が出るわけであります。そうすれば、差額約100万円が、パッカー車1台について100万円余分に負担しなきゃならなくなる。計画では3台ですから、年間300万円パッカー車の購入代で、委託費で上がってくる、コストアップになるわけであります。人件費についても、臨時職員の給与を考えれば民間に委託すれば安くなるというものではありません。先ほど答弁の中で民間委託をすれば安くなるとおっしゃいましたが、実際パッカー車14年使っていて、それに合う14年使った委託費が計算されてくるということは、通常では考えられません。プラント組合では、職員2名で機械管理をやっておりました。それを今度外注に出すと、業務委託にすると。出てきた見積もりが1,400万円であります。1人に700万円の人件費がかかるというわけです。民間委託をしても安くはならない実例であります。

ごみの収集業務についても、委託によりコストアップする可能性は大変高い。東日本大震災以降、下田市の景気も一段と落ち込んでいます。今年度の税収が当初予算に対して2億円減になるとの見込みもある中で、コストアップにつながるような民間委託はするべきではない。以前、私の一般質問で指摘した古紙については、河津町、東伊豆町では売却している。全くその同じ時期に下田市では逆に処分費を払っていた逆有償の問題もありました。一般的に、民間企業に業務委託するについて、民間企業同士に競争原理が働けばいい。しかし、独占的に1社にして、それを長期間続けると、民間委託が逆に悪い結果をもたらすことがあります。資本主義では市場に任せる、神の手に任せるといった表現がありますが、それらは、要は競争原理によってサービスの向上、価格の低下、公正さが図られる、こういうことであります。

これまでの経緯を見ますと、ひろせグループに業務委託することが前提条件になっているように見えます。しかし、それでは公正さを欠いているのではないのでしょうか。少なくとも競争入札にして、価格の安いところに委託をする。この程度の公正さを持たなければ、便宜供与あるいは利益供与の疑惑を持たれるのではないか、こういう懸念を持っているわけであります。

来年4月からの業務委託であれば、業者は人の手配、車の手配、収集業務の引き継ぎ等、準備を考えれば、入札の準備は今からでも遅いくらいであります。委託のスケジュールはど

うなっておりますのでしょうか。特定の業者に随意契約でやらせるのではなく、許可を持ち、参加を希望する業者が入札に参加できるような体制をとってから実施をする。行政は、各業者に対して公正、中立の立場を保つべきであり、業務委託について特定の業者が有利になるような時期、体制で行うべきではないと考えるんですが、当局としてはいかがでしょうか。

いずれにしましても、今回の委託は拙速に過ぎると言わざるを得ません。下田市廃棄物減量等審議会の中間報告、審議会陳述書を読ませていただきました。そこでは、収集業務の民間委託については検討すべきと書いてあり、実施すべきとはなっていません。これまでの第5次、第4次ですか、計画の中でも収集業務の民間委託、これについては推進していくと書かれておりましたが、今まで一切それはやってきておりません。なぜ24年度になるのか。民間委託をする理由が明確になっておりません。ただ、検討すべきとなった下田市廃棄物減量等審議会の答申と計画にやるんだと書いてあるよ、それでは到底説得力を持つ話ではありません。さまざまな点を考慮しながら再検討をするべきだと思います。

ごみ収集業務の民間委託を前提に、臨時職員について雇用の更新を行わず、来年3月をもって雇いどめをすることを本人に通知したことが6月定例議会で明らかになりました。そこで質問ですが、期間を定められている雇用の期間満了により更新されず、雇用が終了することを雇いどめと言います。雇いどめは期間満了により雇用が終わりますから、通常解雇の問題は生じません。しかし、現実には幾つかの雇いどめが裁判になり、不当解雇である、雇いどめは無効であるという判決が出ております。それらの判決の中で出ている判例により、雇いどめが解雇とみなされて無効になる、雇いどめに解雇権濫用法理が類推適用される場合の判断基準とは何ですか。例えば、基準の中には業務が臨時的な業務であったのか、あるいは常用的な業務であったのか、更新の回数、雇用の通算期間、こうしたものによって雇いどめが無効に判定されている場合があります。今回の雇いどめが期間を限定された雇用であっても、実質的に期間の定めのない雇用と同じであるとみなされ、雇いどめが無効とされる可能性はないでしょうか、お尋ねします。

今回の雇いどめの原因が収集業務の民間委託に伴って行われるということは、事業の廃止あるいは事業の縮小による解雇とみなされる場合、その場合は整理解雇ということになります。判例により、整理解雇の解雇有効、無効を判断する基準は何か、お尋ねします。

基準には人員削減をする経営上の必要性、つまり民間委託をする必要性の程度、解雇回避努力義務の有無、雇いどめをしないで済む、解雇をしないで済む努力をしたのかどうかといったものがあります。今回の整理解雇が無効とされる可能性はないのかどうか、お尋ねをし

ます。

最後の項目、下田市の財政についてお尋ねします。

最初に、平成23年度の財政見通しがどうなっているか。予算は歳入歳出同額で組んでおります。単年度決算で、基本的にはその年の歳入はその年に支出するのが原則であります。しかし、実際には毎年不用額を出して使い切っていません。使い切れなかったお金が出ているわけでありまして。平成22年度には3億9,000万、約4億円が歳入歳出の差額として使われていなかった。この不用額のほかにも、財政調整基金に22年度中に3億円を積み増ししております。そこで質問ですが、約4億円の不用額はなぜできたのか、また補正予算でなぜ事業執行をしなかったのか、お尋ねします。

庁舎建設基金も、これまで市長は毎年1億円を積んでいくと言っておりました。しかし、22年度には2億円を積んでおります。予定よりも1億円多く庁舎建設基金に積んでおられるわけでありまして。不用額約4億円に財政調整基金として3億円、調査建設基金の上乗せ分で1億円、約8億円が22年度、住民のために使われるはずであったものが使われずに残っております。なぜ8億円もお金が予算執行されなかったのか、お尋ねします。

下田市では、予算編成についてキャップ方式を長年続けております。弊害が出てきているのではないのでしょうか。各課は新規事業に取り組む意欲を失っているように見えます。さまざまな市民要望に対して、予算がないということで片づけている。市民のために何ができるか考えたところで、しょせん予算がないんだから考えるだけ無駄である。こういった風潮が市役所に満ちているように感じるのは私だけでしょうか。頭から予算がないんじゃ元気の出ようがない。市内経済の現状を考えると、何よりも市内にお金を回すことが大事じゃないのでしょうか。市役所に幾らお金をためたところで、市内経済は疲弊をしていくばかりであります。ためている税金を市内に還流させていく、そのことが今必要ではないのでしょうか。キャップ方式で頭から押さえ込んでいたんでは、職員の知恵も出てこない。キャップ方式を見直す考えがないかどうか、お尋ねします。

市民もまた、下田市はお金がないからとあきらめています。市民から、広報「しもだ」はカラーにしているけれど、貧乏な下田市でカラーはもったいないから白黒にしたらどうかという意見を聞きました。議員として情けない限りであります。そこまで市民に心配をかけていながら、22年に使いきれなかったお金が4億円、基金の積み増しが総額で5億5,000万、9億5,000万円残している。広報「しもだ」がカラーでもったいないと考えている市民が、22年度9億5,000万円下田市お金残しましたよと知ったら、一体どう思うんでありましよう

か。確かに、繰越金も基金も必要ではありますが、本当に必要なところにお金が使われていない、税金が使われていない、使うべきところがたくさんあるんじゃないか、そういうような思いを抱くわけであります。

具体例として1つ上げさせていただきたいと思います。平成19年度の児童・生徒1人当たりの教育費は、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、河津町、東伊豆町、賀茂地域で最低の金額でありました。賀茂で教育費が1人当たりの児童・生徒の教育費が一番低いのが下田市でありました。平成22年度の決算及び今後教育費に対する対応はどのようになっているのか、お尋ねします。

賀茂郡では当たり前前にそろっている教材が、下田市にはない。賀茂郡から来た先生が下田の学校に来たら、こんなものもないのかと言ってあきれたという話を昔聞いたことがあります。一方、使い切れないお金とためたお金が9億4,000万ある。予算の執行についてどのように考えているのか、お尋ねします。

以上で私の主旨質問を終わります。

議長（大黒孝行君） 当局の答弁を求めます。

環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） ただいまの伊藤議員の質問について答弁させていただきます。

1項目の（株）ワイティービジネスの産業廃棄物事業についてでございます。

公害防止協定締結から県の許可までの経緯の説明についてですが、平成23年2月28日、下田総合庁舎において、下田市長と（株）ワイティービジネスとの間で、産業廃棄物の搬入、搬出及び焼却、もしくは破碎にかかわる公害を未然に防止し、住民の健康を保護するとともに、快適な生活環境と事業所周辺地域の自然環境を保全するため、公害防止協定が調印されました。その後、（株）ワイティービジネスは、平成23年3月2日から3月20日まで廃棄物処理法に規定されている技術上の基準に従い、焼却施設の修繕を実施しております。平成23年3月24日、担当課が県に同行して施設の確認を実施しました。また、関係区の要望により、平成23年3月25日、担当課により蓮台寺・上大沢地区合同協定内容説明会が開催されております。出席者は41名でございました。平成23年3月31日、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業許可書が県より出されました。許可の条件として、いずれの許可も下田市と平成23年2月28日付で締結した公害防止協定書を遵守することとなっております。

次に、県の許可と公害防止協定は、最終的にどのような位置関係になったかということでございますが、許可条件の中に公害防止協定を遵守することとあり、公害防止協定第11条違

反時等の措置として、第1項(株)ワイティービジネスがこの協定に違反したとき、または違反したことが疑われるとき、監視委員会は事情聴取の上、必要に応じて改善を指示し、または期間を定めて操業の停止を指示することができる。2項(株)ワイティービジネスは、前項の違反をして操業を停止した後、監視委員会から事情聴取を受け、その程度に応じて改善の指示があるまで、またはその違反状態が解消して、監視委員会が確認するまでの間、操業の再開はできないものとする。この場合において、(株)ワイティービジネスはこれらの指示に従わなければならない。3項(株)ワイティービジネスの操業の起因による地域環境の悪化が生じ、または恐れがあると監視委員会が認めるときは、前2項の規定の例によりますので、大変厳しい協定であり、県においても許可権者として公害防止協定に定められております公害防止に関する細目に違反していないか、環境省令で定める技術上の基準及び自らの維持管理計画に従って、設置及び維持管理について常時監視を行っております。

次に、事業の現状と監視体制はどうなっているかということで、先ほど沢登議員からの質問と内容は同じですが、まとめて。

廃棄物の処理量は、4月から8月末まで廃プラスチックとシュレッダーダスト等で806.8立米で、木くず等が34.03トンであります。焼却に伴う灰の処理については、焼却灰等を66.58トンの搬出がされております。搬入台数につきましては、5月から8月で73台、搬入時間は8時半から午後4時30分までとなっております。監視の実務は6月から3地区順番で、月に2回監視を行っております。監視委員会の開催は、5月から毎月1回の定例会と臨時会がありました。

続きまして、2項目、ごみ処理収集業務の民間委託についてでございます。

1項目で民間委託をする理由ですが、第1に、ごみ処理業務のあり方について、先ほど沢登議員からの質問で答弁いたしましたでしたが、平成6年11月、下田市廃棄物減量等推進審議会において、その他の懸案事項の中で、その他の業務についても民間委託をすべきであるとされておりますので、第4次総合計画、第5次下田市行財政改革において、民間委託への移行を図っていく計画をしておりますので、現業職では退職者不補充の原則をとっております。

その委託の経過の中で、収集業務で購入から14年経過し、老朽化した車両3台の更新を検討した結果、現在の収集地区の見直しをし、民間委託への移行により効率的な収集体制を図る計画をいたしました。その中で、職員のほうとの早朝等における協議をしたかということですが、職員と協議いたしましたその中で、民間委託する場合に、市のほうも直営部分も早く出発してもよいとの意見も出されております。その委託のスケジュールでございますが、

現在各区長様にごみ収集に関するアンケートということで出しております、そのアンケート内容を検討して今後の方針を出すんですが、その民間委託の具体的手法については、民間委託する業務につきましては、可燃ごみの収集、運搬を3台、委託後の清掃センター業務と体制につきましては、業務内容として民間委託する業務以外の業務、可燃ごみ収集2台は直営で行うことといたします。体制としては、現行体制の縮小をするということです。委託方法につきましては、区単位で委託をいたします。委託業者につきましては、廃棄物処理法施行令第4条の委託基準に適合している業者ということです。

ごみ収集民間委託の選定についてでございますが、委託する区の選定の考え方といたしまして、1点目として地理的な視点、まず早朝収集対応が可能なこと、2、海岸線沿いで1袋当たりの重量があること。2点目で定員管理の視点につきましては、臨時職員対応を解消するに見合った規模とすることということであります。3点目で、災害被害の危険性の視点ということで、災害による被害処理の対応ができること。4点目、その他の視点、ごみ量の変動に対応できること、2点目、新庁舎建設後、地区の状況変化に対応できることということで、平成24年度に民間委託する地区といたしましては、月・木曜日収集地区は午前中が旧町内、午後が朝日地区、火曜日・金曜日の収集地区につきましては、午前が浜崎地区、午後が白浜地区ということで計画しております。

次に、臨時職員の人件費と委託金額ということですが、このごみ収集の委託経費を算出する場合は、正規職員が責任ある立場で業務を行っており、臨時職員は補助業務を担当しておりますので、単純に人件費で臨時職員の経費との比較はできません。また、車両の維持費等で、平成22年度決算額で総額720万ほどかかっておりますので、臨時職員の経費が安いから今のままでいいとは考えておりません。

次に、廃棄物減量等推進審議会の陳述書の関係ですが、先ほども述べましたが、その他の懸案事項として、収集及び焼却業務について民間委託の推進をすべきであると陳述されております。担当課としましては、職員の退職者等の状況を勘案しながら、焼却業務か収集業務の委託を検討した経緯があります。

次に、なぜ業者がもう決まっているのかということにつきましては、ごみ収集につきましては、受託者の要件として、廃棄物処理法施行令第4条第1号の規定では、一般廃棄物処理業務を委託する場合の基準の一つとして、受託者が受託業務を遂行に足りる施設、人員及び財政的基盤を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し、相当の経験を有する者であることとなっております。このことは、委託した業務が適切に遂行されることを予定しているた

めで、その契約方法は市町村の裁量にゆだねられていると解されており、このことから、下田市で収集運搬業の許可業者のうち、受託者の要件に該当する業者は、現在、栄協メンテナンスしかないのが現状のためであります。

参考に、県内で直営収集を行っている市町は、伊東市、下田市、松崎町、西伊豆町、川根本町のみで、直営と委託併用が7市、その他の市町については許可業者が収集をしております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 雇いどめに解雇権の濫用法理が類推適用される場合の判断基準は何か。また、その基準に照らして、今回の雇いどめが無効とされる可能性はないか。それから、雇いどめが整理解雇されたときにその有効、無効を判断する基準は何か、また、その基準に照らして、整理解雇が無効とされる可能性はないかという議員自らの判断基準を示してのご質問でございます。

長期にわたり継続して自治体に任用されてきた臨時・非常勤職員が任期の更新を希望していたにもかかわらず、任期の満了とともに更新を打ち切られる、いわゆる雇いどめ問題は、臨時・非常勤職員問題の中心課題となってきておりまして、その地位を確認し、権利を保護するために、司法に判断を求めているのが現状でありまして、訴訟に当たり、雇いどめにあった臨時・非常勤職員側は、民間部門における労働契約打ち切り案件の判例法理である解雇権濫用法理の類推適用の考え方を、公務の臨時・非常勤職員の雇いどめ訴訟に類推し、地位確認という訴訟形式をとってきておりまして、今日まで雇いどめ問題に係る数々の裁判例が蓄積をしてくれておりますが、ほとんどの裁判所の判断は、公務員の勤務関係は労働契約関係ではなく、公法上の任用関係であるとし、雇いどめにあった臨時・非常勤職員の地位確認請求を認めてきていないのが現状でございます。確かに、臨時職員を雇いどめにするということは、感情的に大変厳しい思いはしておりますけれども、先ほども言いましたように、第5次の下田市行財政改革大綱にも明確に民間委託の方針が示されておりまして、そういう方針に沿って、ことしの4月14日に収集業務全体会議を行いまして、来年度からの収集業務の一部民間委託の方向を説明させていただいたということで、4月22日には臨時職員と直接話し合いを担当課のほうで行っているとのことでございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 下田市の財政についてということで何点かございましたので、ちょっと答弁相前後するかもしれませんが、ご容赦ください。

まずは平成22年度決算における繰越金の関係ですけれども、3億8,981万1,880円となっております。約3億9,000万円の繰越金が出ております。この金額がどういう理由でこういうふうになったかと、また、どういう理由で補正予算組めなかったということでございますけれども、大きな要素としては特別交付税が1億4,100万円ほど増えております。また、地方譲与税関係で3,200万ほど増えております。それが大きな要因でございます。ちなみに特交につきましては、議員もご存じだと思いますが、3月中旬過ぎに確定の通知が来ます。また、地方譲与税関係につきましては、3月末ぎりぎりに来ますので、当年度の3月に補正を組むことがなかなかできないということで、例年ご理解願っていると思うんですが、その繰越額どういうふうにしていくのかということでございますけれども、平成23年度当初予算で繰越金が8,000万予算措置されております。6月補正で、補正財源として4,500万円を計上させていただきました。6月補正においては経済対策、そして商店街緊急活性化推進事業補助金、観光協会補助金、河川排水路維持補修工事等、約3,000万ほど手当てしております。また、9月の、今回をお願いしている補正予算で繰越金が確定いたしますので、2億6,500万円弱を追加させていただいております。また、地財法第7条の規定によりまして、決算剰余金の2分の1を下らない金額については、財政調整基金に積み立てるというルールがございますので、そちらに2億3,500万円を積み立てることとしております。また、防災対策、耐震事業費に約1,800万、市道橋梁の維持補修工事1,700万、情報サイト整備事業関連で550万円を追加補正をお願いしているところでございます。

それから、平成23年度の財政の見通しということでございますけれども、東日本大震災によります下田市の経済への影響は大変大きいものというふうに認識しております。非常に厳しい中、財源の確保に努力していきたいと考えております。

ちなみに市税の見込みでございますけれども、市税関係の見込みは大変厳しいということでございますけれども、平成23年度の普通交付税につきましては、国は地域主権改革に沿った財源の充実を図るとしてありまして、地方交付税を5,000億円増やしております。ちなみに、下田市においては交付額が24億5,000万弱となりまして、9月補正予算におきまして9,700万ほどの増額補正をお願いしているところでございます。

特交につきましては、東日本大震災の影響がかなり大きいというふうに県庁へ伺ったときも伺っておりますので、かなり厳しいなということは覚悟しておりますけれども、今年度予

算計上額 2 億 5,000 万については、何とか確保できるのではないかという見込みをとっております。

普通交付税の算定におきましては、基準財政収入額の算定は前年度収入実績を基礎として算定されております。税収の見込みは、課税実績と著しく乖離がある場合は基準財政収入額の精算制度、補てん制度がございますので、減収補てん債、または翌年度以降 3 力年の基準財政収入額の減による対応とされております。平成 23 年度の市税の減額見込み、約 2 億 6,000 万でございますけれども、法人市民税の調定減に対しましては、減収補てん債 2,500 万を発行することで対応していきたいというふうに考えております。

それから、経済活性化対策ということでございます。

財調を 22 年度でたくさん積んだではないかということでございますけれども、経済活性化対策につきましては、6 月補正においても取り組んでいるところでございます。9 月補正については、防災対策事業ということで中心で補正を組ませていただきました。震災後の日本の状況を考えますと、日本経済が回復基調にならないと、なかなか観光、レジャーに日本人はそういう気持ちにならないんじゃないかということで、現在は 6 月補正で秋の分まで誘客対策をお願いしてございますので、今後また日本人、変な言い方ですけども、忘れやすいところもありますので、回復基調になりましたら、またそれなりの対応策を打ってきたいというふうに考えております。

それから、財調と基金の積み立てのことでございますけれども、確かに平成 22 年度におきましては、財調に 4 億 8,000 万、庁舎建設基金に 2 億という貯金をいたしました。これにつきましては総合計画、行革大綱にも示してありますけれども、庁舎建設、それから給食センター、幼保の再編ということで、それぞれの財源手当てを予定しております。ちなみに幼稚園、それから給食センターにつきましては、財調 3 億円充てる予定でおります。庁舎建設につきましては、約 6 億弱を予定しております。そういう計画がございますので、先々の手当てということで多くを積みせていただきました。時代の変遷とともに必要な事業が生ずることがあります。その都度対応すべきと考えております。しかしながら、総合計画に基づく計画性と規律の補助を第一義として行政運営を行っていく必要があると考えております。

キャップの問題につきましては、現状の財政の状況から、また財政需要からいきますと、やむを得ないのではないかというふうに考えております。いろいろな考え方があると思えますけれども、現状では、キャップはとりあえず外さないで財政運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、私からは教育費の実績についてご答弁させていただきたいと思います。

平成22年度におけます近隣市町の児童・生徒の教育につきまして調べさせていただきました。それぞれの市町で、大型の工事あるいは施設整備、そういうことがございまして、それぞれの市町で年度の決算額というものは、当然まちまちになっております。そういうことから、突出した年度を除いた平均をとってみて、比較というようなことで試みてみました。市におきましては、伊東、熱海なんです、小学校では1人当たり13万500円、中学校では12万9,000円、そして賀茂地区の5町でございますが、小学校にあっては13万5,000円、中学校14万9,000円となっております。それに対しまして、下田市では小学校が8万2,000円、中学校が12万9,000円となっております。この数値につきましては、それぞれの学校数ですとか、あるいはそれぞれの小学校費、中学校費の中に含まれている、一つ具体例を申し上げさせていただくと、例えば遠距離通学費、そういうものも当然含まれているところもございまして、いろいろな要因がございまして、単純な比較とはならないとは思っております。そういう中で、下田市の数字は確かに低いというご指摘は間違っておりません。ただ、これまでの予算編成方針のキャップ制の影響というものも出ているかとは思っておりますが、それぞれの年の補正予算等によりまして、例えば教育環境整備5カ年計画の前倒しを実施したりとか、あるいは緊急対応の予備費充用、そういうものによってこれまで一般会計の総体予算の中では、徐々にではございますが、教育費の占める割合が増えているという実情、状況にあるということでございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 多分答弁漏れの件は、1点目のワイティービジネスの関連で、県外搬入のことではなかろうかというふうに思います。

議員も言われたように、現在、また答弁もしたように、平均的に2日から4日しか操業できていない。大変厳しい状況じゃないかと。このままいけば操業が成り立たない。そうなる、その補てんのために県外からの持ち込みを要求してくるんじゃないかと。それに対してどういう対応をするのか。または、損害賠償等々は断ったときに生じないかと、この件でございまして。

議員言われるように、確かに最近新たな事業の展開ということで、この経営状況から施行者側が事前に監視委員会のほうに申し入れをしてきております。その中には、できたら県外からも搬入をしたいということが明記されております。検討委員会で議論をいたしました。今回の土地、建物の売却は、結論的には協定違反、法違反にはならないけれども、これは大きな信頼関係を崩す事件だということで、監視委員会の中では大変な怒りを持っております。そういう状況の中で、新たな事業展開をと言ってきても、当然に今の段階では認められないという結論であります。何らかのペナルティーを科さなければ、監視委員会の存在が疑われると、このような意見まで出ている状況でございます。しかしながら、先ほど来申しておりますように、今の運用といたしますか、稼働状況では、追って大変な事態になるだろうと。そして、議員心配しているように、その要請、要望に対して、簡単に認められないだけで済むような事例ではなかろうということも認識をしております。ただ現在は、今申しましたように、要請は来ておりますけれども、監視委員会としてはしばらく様子を見ると。本当に業者が今回の土地、建物の売却を反省して、今後そういうことはしないという念書なり、しっかりしたものを提出した後で、県外の持ち込みについても議論をしようじゃないかと、簡単には認められない。まして議員も言われたように、許可を受けてから5カ月がせいぜいだと。こういう強い意見が出ておりますので、今後、損害賠償等々も視野に入れながら、しっかりと検討委員会でも議論をし、また弁護士等と協議をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 議長にお願いあります。

実は答弁の中で、下田市廃棄物減量等審議会の答申で、私の記憶では収集業務については検討すべきとなっていたというふうに記憶しております。自宅にその答申書と審議会陳述書を置いてきたので、現物が今ここで確認できない。これをまず確認をさせていただきたい。その確認ができるまで暫時休憩をとっていただけないでしょうか。

議長（大黒孝行君） はい了解しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1時50分休憩

午後 1時55分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番。

3番（伊藤英雄君） ただいま最終の審議会意見陳述書のコピーをいただきました。議場なので、議場配付を議長にお願いしたいんですが。

議長（大黒孝行君） それでは、ここで質問者にお伺いいたします。

ここで休憩をとってよろしいでしょうか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 10分間休憩させていただきます。

午後 1時55分休憩

午後 2時 5分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番。

3番（伊藤英雄君） 議長については、議場配付をしていただきありがとうございます。

この議場配付の右側のページです。右側のページの下から4行目、括弧書きで収集焼却業務等の一部民間委託も要検討となっているわけでありまして。この1行をないものにされては困ると。答弁で実施すると書いてあると、それは先ほど聞きましたら、左側のページの民間委託の推進について、粗大ごみ等の収集並びに処理については、その体制と施設が皆無のため今後とも民間委託とすべきである。また、その他の業務についても民間委託を推進すべきである。これはその他の業務だと、こういう説明をしたんですが、この右側のほうにはっきりと収集焼却業務等の一部民間委託の要検討と括弧書きで書いているから、普通に考えれば、収集焼却業務はこのようにしなさいよと、こういう理解をすべきじゃないですか。

議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） 今の伊藤議員のご指摘ですが、私のほうの考えとしては、審議会のほうで、もう最終的に収集焼却業務については民間委託にすべきであると考えている中で、その右側のほうに収集焼却業務等の一部民間委託も要検討というのは、職員の退職状況を見きわめながら、状況により一部でも民間委託を検討すべきだということにとらえております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） もう何か、まじめに考えてもらいたいんだと思うんだけど、ここではその他の懸案事項が幾つか書かれておりまして、最終的にまとめの文章に入っているわけです。そのまとめの文章の中で、別書きで収集焼却業務等の一部民間委託も要検討ということで、検討しなさいというふうになっているわけです。それから、人員の退職状況を見て云々と言うんだけど、それならなぜ雇いどめになっちゃうんだよ。臨時職員で退職云々じゃないじゃないですか。雇いどめじゃないですか。これは、このままいくと水かけ論になるような気がするんだけど、まともに考えれば、だってそうでしょう。最後のところで、このまとめの文章でわざわざ括弧書きで、その前について言えば、民間委託を全体としては進めるべきだよという方向で陳述書がまとめられているんだけど、だけれども、括弧書きでわざわざ収集焼却業務等の一部民間委託は推進じゃなくて検討ですよと、こう書いたと読むのが普通の読み方なんじゃないかと思います。もう一度お聞きしますけれど、そうじゃないですか。

議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） ただいまのことですけれども、この審議会の陳述書が平成6年に出まして、その後16年経過している中で、この意味、言葉のことにつきましては、もう十分検討してきたということでご理解を願いたいと思います。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 十分検討してきた結果なら、その検討の結果どうだったのか。先ほど民間委託にすればサービスが上がるよと、あるいは価格が安くすむよと、それは、これこれこういうことでサービスが上がる、これこれこういうことで価格が安くなる。こういう説明があればいいんです。だから、6月議会においては早朝の収集をやりたいと、それはサービスの向上なわけです。朝早くにごみがあったんじゃ観光面でも衛生面でもよくないと。それはサービスの向上のためということがあったから、それはそれで一つの理屈だ。ただし、それは職員でもできると。必ずしも民間委託でなくてもいいよと。そういう話だったわけです。

それから、コストで言えば、今回は明らかにコストが高くなる可能性のほうが大きいわけです。先ほども言いましたように、14年も車使うことで民間会社が出してくる可能性は低いんです、通常償却期間で費用計上しますから。だから、コストも高くなる。サービスが上がるわけでもない。それで首切りはしなきゃならん。だから、民間委託をする理由は、本当は何かということになるわけです。しかも、その民間委託は1社しかできないと。だけれど、現

実は、ごみの収集をやっているのは1社じゃないんです。民間事業で、民間事業所のごみ収集をやっている業者はあるわけです。収集業務の恐らくできる業者は、市内に5社あると思います。そこは、みんな下田市の委託を受けてやりたいと言うかどうかはわからない。言うかどうかはわからないんだけど、やっぱり独占による弊害はあるんです、これは。だから、業者にやっぱり競争させていく必要があるわけです。その辺について答弁をお願いします。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 議員が言われたように、委託業務といえども、やはり独占ではまずい、競争原理がということで、これは当然のことであろうかと思えます。うちのほうの場合、独占的にやっている事業というのは、この業者を対象に見ただけでも、例えばサイクルの分別収集、それから各公共施設の浄化槽の保守点検、清掃、それから下水道の汚泥の運搬、これらがあります。これらについては、その1社しか能力がないということで、今独占でやっておりますけれども、この独占をもって業者からこれを値上げしろ、これを何とかしろという交渉は来ておりません。もう長らくそういう単価で契約更改を年度ごとしております。また、この業者が今中心になっていますから、山の家もご承知のとおり指定管理者としてやってくれているわけでございますけれども、1期目の契約が切れて、2期目で5年契約をしております。先般も22年度の収支の報告がなされましたが、これは業者側の計算による報告ですが、ちょうど1,000万円前後の赤字ということですが、これも自分が受けた責任上、赤字だろうと何だろうと、連結決算だからやらざるを得ないということで、それに対するどうだこうだも来ていない。こういうことからして、議員が心配されること、また指摘される競争原理、そのとおりであろうかと思えます。ですから、我々としては、今委託するだ、しないの議論になっておりますけれども、当然にオープンにして委託する場合は透明性を持ってやると、これはもう当然のことだろうと思えます。競争原理、これが基本でありますけれども、場合によっては一括してそれが正しい、特にこの一般廃棄物の処理等々については、一般の競争入札とは違った手法がどの自治体でもとられているというのが現実であります。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） これ、透明性を持って公正にやるんなら、やっぱり入札をすべきです。下田で収集業務をやっている業者は1社じゃないです。複数の業者が旅館やホテルを含めて収集やっています。その人たちにも、実際に参加してくるかどうかはわからないけれども、参加の機会を与えるというのが公正、中立の立場じゃないですか。それを、どうしてもある

業者じゃなきゃいかんと、それしかできないというと、痛くもない腹を探られちゃうよと。便宜供与、利益供与の疑惑を持たれる、その懸念があるから、やっぱり「李下に冠を整さず」という言葉もあるから、ここは競争入札ができる、そういう状況の中で決めることが大事じゃないか。このことが1点。

それから、先ほど何か人件費のことでよくわかんない話が出ていたんだけど、正規職員が主たる業務で、臨時職員は従たる業務だと。運転手と補助員というようなことでおっしゃっているのかもしれないけれども、もしそうであれば、補助員を全員やめさせて、補助員なしで運営できるかと言ったらできないわけです。つまり正規職員が残りのコースでは補助員をやりますと言ったら、つまり原価が上がるんだよ、残ったほうの。5地区のうち2地区は自分でやるよと、それは正規職員4人ないし5人でやるよと。そこのコストは上がるわけですよ、当然。今まで臨時職員と、今の説明によれば、正規職員と臨時職員でやっていた。そのコストが両方とも正規職員だから、残る下田市のやるところのコストが上がるんです、そのことによって。出したほうが上がるか下がるか、これはわかんない。これは業者からの見積もりなり何なりが出なければ、3地区が本当に下がったかどうかはわかりません。先ほど言ったように、パッカー車を何年間で回収するんだと。市は14年間で回収して、1年当たり57万で済んだ。でも、普通考えれば、損益計算書は耐用年数で償却です。それからいけば、1年あたりは1台について100万近くコストアップになっちゃうよと、3台あれば300万近いコストアップ要因が出ちゃうわけで、私が業者なら、当然耐用年数で出しますよ、それは。しかし、競争があれば、受注するために耐用年数を延ばして、それは出すことはあり得るかもしれない。でも、独占じゃ多分ないと思います。先ほども財政が非常に厳しいと言っている中で、わざわざコストアップをしてまで、余分なお金を出してまで民間委託をする必要があるのかと。もう一度お伺いします。

議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） まず市内の許可業者につきましては、下田市のほうで5社に対しまして許可書を出しております。その業者につきましては、年2回、一般廃棄物収集許可業者連絡会議というのを開催しております。今年は7月6日に開催し、その中で、平成24年度から収集地区について一部民間委託しますということで報告をいたしました。その中で、どこの業者がやるのだということについては、栄協メンテナンスさんしかいないんじゃないかということで、その理由としましては、やはり先ほど申しました施設がしっかりしている、人員がそろっている、特にごみ収集業務というのは公共性が特に強いものですから、市民の

方のごみの取り残しとか、いろいろ検討しますと、やはり許可業者さんの話の中では、今のところ栄協さんしかいないねというような話で終わっておるのが現状であります。

また、先ほどの人件費の件につきましては、確かに伊藤議員のご指摘のとおり、5地区のうち2地区を直営で行った場合と、3地区を委託した場合を比較すれば、委託のほうが安くなるということは理解できます。今度直営で行います収集につきましても、より一層市民サービスの向上ということで、先ほど早く、今現在8時40分頃収集に出かけておりますが、やはり市民の方の要望があれば私たちも8時頃出かけてもいいなというような意見もありますので、そのことについては、また今後職員のほうと検討していくとして、その委託料につきましては、臨時職員だけではなく、市職員の収集業務のほうの人件費をもとに算出したいと考えております。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 申しわけないけれど、何を言っているかよくわかんなかったんだけど、コストは本当にアップするんです、恐らく。サービス面が必ずしもよくなるんとは思いません。やっぱり市としては特定の業者に、そして、これだけ話題になっているわけです。市民の間でも話題になっているわけです。これはこの件だけじゃないわけですよ。今までの経緯の中でもいえば、やっぱりいろんなうわさが出たり何だりするところもある。だからこそ、やっぱりちゃんと競争入札やって、その中で価格の一番安いところに出すという当たり前のルールでもって、ぜひ業者を決めていただきたい。この問題は、ここで今すぐにどうも結論が出そうもない。ここのところは、要望というか指摘をさせていただきます。

財政の問題なんですが、キャップ方式は私はもうそろそろやめたほうがいいと思う。非常にやっぱり全体として萎縮傾向にあります。これは、やっぱり今、今後の下田市をどうしていくかと、財政も環境も非常に厳しい中で、それは元気を出して、いろんなアイデアを出していくためには、やっぱり頭から押さえつけるんじゃなくて、可能性がある、いい案であれば、それはやっぱり取り上げて、どんどん裏づけの予算をつけますよと、こういうものがないと、なかなかやっぱり下田は元気にならないんじゃないだろうか。財政は、非常に心配するのはわかるけれども、だけれど、やっぱり繰り越しの4億も多いと思うけれども、貯金の5億は多いです。先ほど教育費もまだ、いまだ22年度においても賀茂で最低だ。それは多分1億なんて差じゃないと思うんです、1人頭8万円で。9億4,000万円も貯金と要らない金があるのに、何で賀茂で最低の教育費しか出さないのか。このことについてご答弁、ぜひお願いをしたい。それは財政がつけてやらないからだめなんだ。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） キャップのことにつきましては、いろんな意見があると思います。基本的には、重点事業の査定をしております。重点事業については、無尽蔵というわけじゃありませんが、タイムリーにその時代が要求しているものであれば、実際には計上しております。キャップの部分につきましては、ほとんどが経常的な経費についてキャップをかぶらせております。議員がテーマにしているパーツパーツ、多分あると思います。中には、道路行政について、このところ維持費も大分減っています。その中で、だんだん疲弊しています、道路自体が。そういうことを注視する方もいらっしゃいます。いろんな意見を伺いながら、財政を、全般を見ながら調整していると、調整せざるを得ないというのが現状でございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

それから、5億の貯金は多いというお話でございます。

実際に財政調整基金につきましては、標準財政規模の5%が標準です。うちの規模が大体60億です。5掛ける6で3億円です。最低3億は持っていないと、突発な対応に対応できないと。例えば今回の突発的な税収減、それから、たまたまこの間台風がそれました。あの程度の規模が来ますと、1億円は軽く飛びます。ですから、そういう突発的な対応に対応できるように、貯金はしておかなければならないと思っております。幼保の関係、それから給食センター、庁舎、一大事業が待ち構えております。それぞれに先ほど申しましたように3億、6億という財源手当てが必要になりますので、できるときにできるだけ基金を積みたいと。タイムリーにいろんな、6月補正分で誘客の関係については特につけたつもりであります。秋の分までお願いした経過がございまして、その時々に必要なものについては、できるだけ財源手当て、補正手当てしようかというふうに考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、私のほうから教育予算に関する考え方、思いということで少し述べさせていただきたいと思います。

下田市の教育費については、大変少ないということは、これまでも賀茂地区内の学校関係者の間では何回か話題となってまいりました。しかしながら、先ほど課長が申しましたように、今年度は多少ですけれども上昇ということで、一般会計に占める教育費の割合が7.6%、かつては、平成19年度は6.5%でしたから、それと比較すると大分上げていただいたと、このように思っております。

私たちは、毎年下田市の学校教育の指針というのを作成をしまして、その中で指導の重点並びに具体的な手だて、これを示して、各学校によりよい学校づくりをお願いをしております。学校ではその指針を受けまして、学校教育目標の実現に向けて、その年度の教科あるいは特別活動あるいは学校行事等を含む教育課程全般の教育計画を作成しまして、その計画実現のために何が必要か、こういうことで予算を出していただいております。これまで予算要求は、各学校から出されたものを教育委員会の内部で精査検討をして、その結果を財政当局をお願いをします。こういう方向で今までやってきたわけですけれども、それを改めまして、子供たちのために学校現場が求めているもの、これをしっかり理解をしていただくこと、こういうことで各学校から上がってきました必要なもの、これをなるべく削らないで、生のものを財政当局をお願いをしていると、こういう状況でございます。

また一方で、これは下田にとっては大変ありがたいなと思っているわけですけれども、このところ重視されています特別支援教育、これへの支援員の派遣につきましては、下田市は大変手厚い支援をしていただいております、これに関しましては教育予算の割合は別にしまして、他の市町から大変大きな評価をいただいていると、こういう状況でございます。

今後も財政状況大変厳しいというお話も何回か出ているわけですけれども、私たち教育委員会としましては、子供の学びを保障する、そのための教材備品、また消耗品費等の充実、充足、これを第一にこれからも気持ちとしては強く予算要求をしていきたい、このように思っております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 教育委員会ぜひお願いします。賀茂地区が最低の教育費なんて恥ずかしいことで、ぜひ避けてください。

それから、財政はいろんな要望あるのは当たり前でわかり切っていることである。だけれど、庁舎に6億を自己資金で用意すると。庁舎については22年度末で3億6,700万、23年度、24年度、25年度、26年度は工事をやるにしても、3年ある。2億ずつやったら6億。9億6,700万、3億多いんだよ、毎年2億ずつこれからやっていけば。そんな必要ないんだよ、だから。だって、今3億6,700だから、6億だから3年で1億ずつやっていきゃいいじゃないですか、23、24、25年と。だから、まだ、つまり使えるんだよ、ぎりぎり言えば。

それから、基金については3億あればいいと、積んだのは全部で5億だ。3億を今年積みました。残高6億2,000万円あるわけだ、22年度で。だから、3億必要だったら倍も持って

いるじゃないですか。倍持ったらおかしいというんじゃないで、本当に賀茂地区で最低の教育費しか使っていないような市なんだから、そっちへ回したっていいじゃないですか。3億義務づけられたからといって6億残さなくたって、1億も回さなくたって平均上がりますよ。そういうことで、ぜひ教育費、子供のために、未来を担う子供のためにぜひ手厚い対応でやってもらいたいと、こういう答弁いただきたい、あるいはやりますという答弁を期待して、じゃ終わります。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 明言はできないんですけども、将来を担う子供に対しては、できるだけ手厚くしてあげたいというのは、意識は持っております。はっきりは言えませんが、いろんな各方面の要望、確かにございますので、そういう意識を持って対応していきたいと思っております。

今日の伊藤議員のご意見は、ご意見として頭の隅によく置いておきますので、よろしくお願い致します。

議長（大黒孝行君） これをもって、3番 伊藤英雄君の一般質問を終わります。

次は、質問順位6番。1、財政について、2、行財政改革について。

以上2件について、10番 田坂富代君。

〔10番 田坂富代君登壇〕

10番（田坂富代君） 自公クラブの田坂富代でございます。

議長の許可を得まして、公会計の財務分析資料を配付をさせていただきました。参考までにご覧をください。また、資料の数値に関しましては、かなりの部分を私が計算をしておりますので、間違っていたらご容赦を願いたいと思います。

それから、資料の右側になります。これは、普通会計の現金の動きということで、貸借対照表から抜粋した数字で、ストックされた現金の推移が示されております。流動比率は、これは1年で返さなければならない流動負債に対して、現金等手元にある流動資産がどのくらいあるのかを示した指標で、100%を下回っていると、今ある借金を返済するために新たな借金をしなければならない状態であるというものでございます。純資産変動計算書も現金の推移でございます。

また、私の質問内容が、先に質問に立たれました森議員、伊藤議員と重複するところがございますが、議長への通告どおり質問をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

前置きが長くなりましたが、質問に入りたいと思います。

まず1件目、財政についてでございます。

行政の根幹を成す問題でございますから、丁寧に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

そもそも下田市の財政がなぜここまで悪化をしたのかというところでございます。それは、政治側が財政がわからなかったからではないのか、もしわかっていたなら、リープロ事業を初め、あらゆる観光施設整備事業、箱物と言われる施設を次々と予算計上し、議決をするはずがないのであります。そのあたりの数字は、お配りした資料の世代間負担比率や住民1人当たりの負債額を見ていただければよろしいかと思えます。

今やリープロという言葉自体が死語になりつつあるわけですが、若い職員の皆さんは何だかわからないかもしれません。リープロ事業は、ベースステージの建設事業のことです。確かに、有利な起債でできる事業ではありましたが、あの当時の下田市の起債残高は240億を超えていたのではなかったでしょうか。そこへ31億5,000万円の建設事業を行うなんていうのは、全く考えられない。財政を分析する力があれば、常識を逸脱するような起債残高というようなことになるはずがないのであります。ちなみに、リープロ事業の償還は平成28年度まで続きます。おおよそ毎年1億円の実質的な負担があるのは、皆様ご承知のとおりでございます。この1億円があれば、教育費に関しても随分違ってきたはずで、リープロ住民投票の頃からですので、もう13年くらい月日がたっております。既に、この頃の子供たちからその負担を子供が負っているということでもあります。

そしてその後、平成18年度からは集中改革プランに基づき、市民サービスにかかわる予算も大幅にカットし、職員の皆さんのご協力も得て給与の削減をし、市議会もボーナスカットや定数削減、議会図書費、視察費用等、学びにかかわる予算も大幅にカットしてきたわけでございます。

こういった地方の財政問題が大きくなっていく中で、財政健全化法の施行に伴い財政指標が示され、さらに公会計制度を導入していくことになりました。公会計に関しては、川勝知事の意向により、静岡県は他県に先駆けて導入してまいったところでございます。簡単に言うと、公会計は民間企業の会計手法を行政に導入する、このように言われているわけですが、公は利益を求めるものではないわけですし、資産のとらえ方にも違いがありますので、公開されている財務諸表を市民が分析となるとなかなか難しく、職員の皆様方の中でも精通されている方は少ないのが実態であろうかと思うのです。

このように多少なりとも問題を含む公会計でございますので、この一般質問の場で当局、議会、市民の皆さんとともに同じ土俵の上に立ち、議論をするための下地づくりをしたいと考え、1点目の質問、公会計・財務諸表分析について質問をいたします。

まず財務諸表を見るポイントについてでございます。

6月の定例会におきまして、財政当局より財務諸表と財務諸表分析の2冊の冊子が議席配付されてございます。市民への公開ということになりますと、いわゆる財務4表、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書がインターネットで公開されているところございまして、我々議員に配付された財務諸表分析については公開されていないようでございます。民間と考え方の違う公会計の財務諸表だけを公開しても、公会計を導入した本来の目的は達せられないのではないかと思うわけでございます。

公会計の目的は何か。第1に、公共財産を保全し、その毀損を防ぐこと。第2に、健全な財政運営を推進すること。第3に、住民に対する説明責任を実現する手段ということであります。これは昨年、平成22年5月18日の全協で、当時の糸賀財政企画課長が説明をされたものでありますが、一番大切なのは、やはり説明責任を果たすということであろうかと思うのです。わかりにくいことであっても、公表さえしておけばよいのか。結局のところ、公表されている財務諸表を見たところで、ほぼわからないという、これが現実なのではないでしょうか。例えば、お配りした資料の の弾力性を示す行政コスト対税収等比率でございますが、この指標は、税収等の一般財源に対する純経常行政コストの比率を見ることにより、当該年度の税収のうち資産形成を伴わないコストとして、どれだけ消費したのかがわかるもので、100%を超える場合には、過去からの蓄積した資産が取り崩されたことを意味するものでございます。ご覧のように、下田市は101.2%であります。

そこで、お伺いしたいことは、この財務諸表を見るポイントは何なのかをお聞かせいただきたい。また、どのように分析をされているのかもあわせてお伺いをいたします。

次に、2点目は財政見通しについてでございます。

今定例会に上程されております補正予算にも、市内経済の厳しさを反映した形で6,000万円の市税が減額補正となっております。先だつての全協において、副市長からも2年で5億円余りの財源不足になるというお話ございました。先日の森議員への税務課長の答弁でも明らかになりましたが、5億円の調定減ということですから、一般的に考えれば、75%は交付税措置されますので、1年間で1億円程度の財源不足になるのだなということを思ったわけでございます。これから大型の建設事業が予定される中での財源不足で、厳しい財政運営

を余儀なくされるということでございます。

主要な施策の成果の企画財政課のところに、経年で示されております財政指標は改善をされてきております。示されてはおりませんが、基礎的財政収支もよくなっている。数字のトリックといいですか、背景を見ないで数字だけを見ると、間違った理解をしてしまうわけですが、前年度決算までと現在とでは、大きな隔たりがあることは間違いありません。

そこで、現時点での財政見通しを税収等の歳入確保、歳出削減なども含め、お示しをいただきたいと思います。

それでは、2件目の質問、行財政改革についてお伺いをしてまいります。

第5次下田市行財政改革大綱ができ上がり、6月定例会に議席配付されたところでございます。この大綱の位置づけでございますが、議会での質疑の中では、たしか集中改革プランの積み残しを第4次総合計画に盛り込み、その総合計画を推進していくための行財政改革であったと記憶しております。そういった意味では大変重要なものでありますが、財務諸表と同様に議会への説明もなく、議席配付されただけでございますので、この場で質問をさせていただくものでございます。

1点目の質問といたしまして、第5次行財政改革大綱は何を目的にしているのかを、お話をいただきたい。

2点目といたしまして、業務棚卸評価で、この目的がどのように達成できるのかをお伺いいたします。

3点目といたしまして、公会計制度との連動についてお伺いをするものでございます。

主旨質問は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（大黒孝行君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 今議会最後の一般質問、田坂議員のほうから財政諸表についてのご質問がありました。

たしか私市長になったときに、行政は経営であるというような、そういう取り組みを今後はしていきたいというお話をしました。それでバランスシートをしっかりとつくって、皆さん方にもお見せするという公約どおり、平成12年の段階でバランスシートをつくらせていただきました。しかしながら、まだまだ県下の中でも、こういうような形で行政がバランスシートをつくりながら、本当の財政状況がどうであるかというような議論がまだ薄い時代だったというふうに思っております。当時の自治省、今、総務省なんでしょうけれど、そういう中

でいろいろ指標を出してきました。ですから、今回この財務諸表として出させていただいて
いますのも、これは平成18年、総務省のほうで新しく新地方公会計制度実務研究会報告書と
いう中の総務省のあれが公表されまして、基準モデルというのと総務省方式改定モデル、こ
の2つのモデルが総務省のほうから出されまして、これを現在下田市のほうは総務省の方式
改定モデルを採用してお見せしているというような状況でございます。

幾つかの行財政の改革というような問題点もありますので、私が一応答弁できる範囲内に
つきましては、少し述べさせていただきますが、そのほかはほとんど企画財政の課長さんと
議員との質問、答弁という内容に突っ込んだものになってくるのではないかというふうに思
います。

財務諸表を、これをせっかくだついても、これがどういうふうに市民の方が理解をしてい
るのか、あるいは議員の方が理解しているのか、ほとんど見ていない方がいるというような
状況下ではなかろうかなというふうに思っていますし、じゃ市職員がこの財務諸表をどうい
うふうに分析して、今の下田市の財政状況がどうなのか、こういうことも理解をしているの
かというのは、これ言われちゃいますと疑問があります。そのくらいやはりこの表を分析、
理解をしていくのは大変厳しいという問題点もあろうかという中でのご質問は、大変ありが
たいというふうに思っております。

ご質問のありました財務諸表を見るポイントはどういうふうに見取ったらいいのか、ある
いは分析表というのをおわせて財務諸表とともにお配りをさせていただいております。これ
もどのように分析しているのかも聞きたい、あるいは現時点での財政見通し、税収等の歳入
確保、歳出削減、これも示していただきたいというのも、これはまた課長のほうから答弁さ
せていただきたいと思っております。

現在、この行財政の改革の推進によりまして、財政の状況は少しずつ改善しているとい
うのは、この諸表の中の数字でお示しはさせていただいております。しかしながら、先ほど言
ったように、流動負債・資産という表を見ますと、まだまだ当然、依然資金が足りないとい
う中での運用であるというのはわかると思っておりますし、ですから資金繰りには全くまだ余裕が
ない状況でございます、厳しい状況が続いているというのは、私自身も理解をまずしてお
ります。

それから、行財政改革の中で第5次の行財政改革は何を目的にしているのかというのは、
今、議員の質問の中にも若干触れられておりましたが、やはり社会経済状況がどんどん変わ
っています。それから、住民が我々行政に求める住民ニーズというのも変化をしております。

そうしますと、行政として事務事業あるいは組織をどういうふうにつくっていったらいいか、制度、運営方法等、いろんな行政活動のあり方を改めていく必要があるというような中で、常にやっぱり住民の方々が満足していただけるような行政の進歩というのを今我々はこの改革の中で求めております。

第5次の行革大綱の中には、3つの基本姿勢があります。それは、やはり集中改革プランというものを実行してきた中で、これを検証していくというのが1点あります。それから、第4次下田市総合計画を推進していくというような、まだ継続的なものもあります。それから、地域主権改革に対応していくというような目的、この3つがこの行財政改革の中の大綱の目的というふうに私は理解をしております。この中で、今、集中改革プラン等もいろいろ庁内で議論しているわけで、業務棚卸評価というのを取り入れております。この目的がどういふふう達成できるのか、それから公会計制度との連動というものにつきましては、課長のほうから詳しく答弁をさせていただきたい、こんなふうに思っています。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 何点かご質問いただきました。

最初に、財務諸表の関係でございますけれども、見るポイントということでございます。ポイントとしましては、財務諸表のいろんな項目の数字が書いてありますけれども、特に資産の老朽化比率、それから流動比率、地方債償還可能年数、行政コスト対税収等比率が特に把握しておいたほうがいいのではないかとこのように考えております。

それぞれの一つ一つについて、ざっと簡単にご説明申し上げますけれども、財務諸表を議席配付させていただきましたけれども、それと同時に簡単な分析を皆様のお席にお配りしてございます。一読していただければすぐわかるような内容になっておりますけれども、あえてここで同じ内容をちょっと朗読させていただきます。

まず、1点の資産老朽化比率でございますけれども、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができ、施設の老朽化を判断することができます。資産老朽化比率の平均値は35から50%と言われておりますけれども、当市では平成21年度は47.4%、平成20年度より1.8ポイント悪化しております。かなり老朽化しているものが多く含まれているということでございます。

それから、流動比率でございますけれども、流動比率というものは1年以内に返さなければならぬ負債に対して、現金等、手持ちにある資金、それがどのくらいあるかを指した指標でございます。この率が低いと資金繰りに余裕がないというものでございます。100%を

下回っておりますと、今ある借金を返済するために、新たな借金をしなければならないというものでございます。ちなみに平成21年度は70.1%で、かなり厳しい状況であるということでございます。ちなみに一般の企業は、200%程度を超えると優良企業だというような評価が得られるそうです。

それから、3点目ですけれども、地方債償還可能年数、これは自治体の持っている地方債を経常的に確保できる資金で返済した場合、何年で返済できるかをあらわした指標で、この指標の値が小さいほど経常的収支に対する地方債の負担は軽く、償還能力が高いということになります。平均の範囲は3年から9年となっております。平成21年度末の地方債償還可能年数につきましては、9.5年となっております。

次に4点目、最後ですけれども、行政コスト対税収等比率。税収などの一般財源等に対する純経常行政コストの比率を見ることによって、当該年度の税収のうち資産形成を伴わないコストに費やされた割合がどれくらいあるかがわかり、この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低く、100%を超えた場合には過去から蓄積した資産が取り崩されたことを意味します。この比率の平均的な範囲は90から110%です。ちなみに下田市の平成21年度の数値は101.2%となっております。

財務諸表の職員の理解も十分とは言えておりません。分析を活用しているというところまでには至っておりませんが、今後研修を重ねることによりまして理解を深めていく努力をしていきたいと思っております。

次に、税収等歳入確保の見通しは、税務課のほうで後で答えてもらいますが、財政の今年度の見通しでございますけれども、先ほど伊藤議員のときもお答えしましたけれども、交付税が当初予算よりも若干増えまして、9,700万円ほどこの9月定例会で増額の補正をお願いしております。

それとあと、特別交付税でございますけれども、震災の関係でかなり持って行かれるだろうという予測があります。しかしながら、当初予算の2億5,000万円、低めに見積もっておりますので、それは十分確保できるのではないかというふうに見込んでおります。

歳出削減でございますけれども、歳出につきましては、生活保護等が伸びております。今後の経済状況によっては扶助費の増加も見込まれております。今後も社会保障関係経費の伸びが見込める中、経常経費については現在行っているキャップ方式による経費節減を図り、事業の選択については限りある財源の有効活用を図るため、今以上に優先順位の厳しい選択を行い重点化を図っていくことを考えております。

それから、行政大綱の目的につきましては、市長のほうから述べていただきました。特に目的というのは、常に市民満足の向上でございます。その向上を図るための指針として策定されております。十分承知して執行に当たっていきたいと思っております。

それから、業務棚卸ということなんですが、業務棚卸というのは、第5次行財政改革大綱に掲げられました重点事項の取り組み内容の1項目でございます。行政評価システムの構築の評価手法でございまして、すべての業務を分類して整理することが商品の棚卸しをイメージすることから、業務棚卸方式と呼ばれております。現在実施されている行政活動が課の任務目的や第4次総合計画の基本計画で提示された施策に照らして、的確に効率的に行われているかなどをチェックすることにより、業務全般を検証することにつながっていきます。第4次総合計画の基本計画の進捗管理も兼ねていることもあり、行政改革の目的遂行を果たす役割を担うこととなります。

次に、公会計との連動ということでございますが、公会計のデータと今回の行革の連動というのは、なかなか難しいところございまして、一応課内でも検討いたしました結果なんですが、公会計制度との連動でございますけれども、地方公会計、財務書類整備から得られた情報、資産、債務管理、費用管理等に有効に活用することにより、財務運営に関するマネジメント力を高めまして、財政の効率化、適正化を図ることが必要であることは言うまでもございません。また、財務書類の分析から得られたデータは、わかりやすい外部への公表に活用するばかりではなく、行政改革を進める上での貴重なデータであり、財政運営上の目標設定、方向性の検討に活用することができるほか、施策の見直し、資産管理や職員の意識改革など、行政改革のツールとして活用できるものでございます。このような考え方により、行政改革と連動していくことが重要と判断しております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 質問者にお諮りいたします。

質問の途中ですが、ここで休憩してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時 3分休憩

午後 3時13分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

税務課長。

税務課長（前田眞理君） 税務課が所管いたしております市税につきまして、税込等の歳入確保ということでご質問がございましたので、答弁のほうをさせていただきたいと思っております。

リーマンショック以後の景気悪化で深刻な状況が続く今日、さらに追い打ちとなりましたのは3月11日に発生した東日本大震災であり、この影響を受け、震災後の来誘客数の激減による市税全体の見込みを推計しなければなりませんでした。

平成24年度までの市税収入の見通しにつきましては、第4次下田市総合計画の財政計画、歳入、地方税の2カ年、約62億円の見込みに対して約56億円と、2カ年で6億円程度の減収を見込んでいるということでございます。総合計画、こちらの最後のほうのページになりますけれども、平成23年度総合計画での地方税というところで31億2,500万円、本年の7月現在の見込みで28億7,500万円と見込んでおります。この差が約2億5,000万円、それから平成24年度でございますけれども、総合計画の地方税は30億7,000万円、本年7月現在の見込みは26億6,300万円となっており、この差が約4億700万円、この差を計算いたしますと、約6億6千万弱という見込みが立っております。

平成22年度からの景気減退、平成23年3月11日の東日本大震災の影響を受け、1つ目といたしまして、夏の入り込み数が昨年比で3分の2になっている。

それから、2つ目といたしまして、給与所得者の給与減により、消費減退で大衆消費財などの販売が低下している。

それから、3つ目といたしまして、雇用調整助成金の対象企業が増加したということを見込んでおります。

さらに、減少原因を分析をいたしました。それにつきましては、人による減少と、それから直接的な悪化原因と、この2つについて分析をいたしました。

1つ目といたしまして、県立高校が統合されたことによる県職員の減、そして国家公務員におきましても、現有の施設はありますけれども、職員数が減っているという現状があります。そういった国・県の職員数の減。

それから2つ目に、高所得者の死亡あるいは転出が挙げられると思います。相続をした方たちが市外に住んでいる場合は、今まで100万円の市民税を納めていただいたケースでも、その100万円の市税の分がゼロ円となるというケースが生じております。それから、ホテル廃業や人員整理による転出、生活保護の認定、失業保険の受給が多くなっているという現状

がございます。それから、団塊の世代の定年退職による非課税の方が増えているということも考えました。それから、直接的な悪化原因といたしましては、空き店舗、空き貸家の増加による不動産所得の赤字化ということも挙げられるかと思えます。

2つ目といたしまして、年収300万円以下の日雇い労働者の方々の労働日数が減になることにより、こちらでも非課税となるケースが増えております。それから、観光、経済低迷による営業所得の赤字化ということも考えられるのではないかと私どものほうでは見込みをいたしました。

これらの見込みにより市税の調定の見直しを行ったところ、2年間の調定で約5億円の減と分析をしております。また、観光客減少によるサービス業に従事する方や失業者の納税が困難であると考え、2カ年で調定減が5億円、収納未収1億円により約56億円となり、合計で約6億円程度の減収を見込んでおります。

それから、徴収体制につきましては、災害で非常に大変であるという状況の中で、夏の入り込み客が本当に大変少なかったということで、大変厳しいものであると認識をしております。その中で、今後、市県民税第3期の納期限が10月31日、固定資産税、都市計画税、この第3期に当たりましては12月26日となっておりますので、今後納期到来いたします。そういった納付状況等の推移を見守りつつ、状況を判断しつつ、収納率の維持、向上を目指して徴収業務のほうに努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 10番。

10番（田坂富代君） 議長、ここから先は一問一答でお願いしてよろしゅうございますか。

議長（大黒孝行君） はい、結構です。

10番（田坂富代君） よろしく願いいたします。

それでは、企画財政課長にお願いします。

行政コスト計算書でございますか、お手元に。ありますよね。

少し細かいことで恐縮なんですけど、配付させていただいた資料をご覧ください。

下田市の純資産変動計算書の、これは概要にしております。平成20年度と21年度を経年比較ということで並べて記載をさせていただきました。

さて、税収が、今、税務課長が言われたように落ちてくるということは、経済が悪いということにほかならないわけでございます。ここには載せてございませんが、行政コスト計算書の経常収益が落ちてくること、これイコール純経常コストが増えるということですよ。

こちらの純資産変動計算書では三角であらわせませすけれど、純資産変動計算書は期首と期末の残高の差から財産の増減を見る指標ですから、その差がプラスなら将来の負担の軽減となり、マイナスなら将来の負担を増やすということになったということです。つまり、この税収減により純経常行政コストが悪化するということになりますので、ここでは三角が大きくなるということです。経年比較で、平成20年度、21年度は期末純資産残高は減っているので、行政コストが若干悪化し、将来の負担が増えたとみてよいと私は思っています。

そこで、この平成22年度の決算も出たところでございますし、これから分析をしていくんでしょうが、22年度、23年度の純経常行政コストの見通しがわかればお伺いをしたいと思えます。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 平成22、23の経営行政コストの話でございますけれども、平成22、23の経常コストは増となりますけれども、経営収益は減る見込みでございますので、純経常コストは増となる見込みでございます。税収が減になるから純経常行政コストが増となるわけではございません。経常収益には税収は入っておりませんので、景気に影響を受けやすい保育料、ごみ手数料、保険料の収納率、水道・下水道使用料の減により経常収益は減となるものでございます。

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の分に計上されている各項目がどのように変動したかをあらわす財務書類でございます。純経常行政コストが増になることにより、期末の純資産残高が減少することが見込まれるものでございます。ちなみに平成21年度の財務諸表の分析で、そこに書いてございますけれども、純資産の減少というのは負担を先送りしたことを意味します。逆に、純資産の増加は、将来世代が利用可能な資源を蓄積したことになります。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 10番。

10番（田坂富代君） 難しいことも多いと思いますので、ただ考え方として、ここの税収が減ってくるということは、景気が悪くなるということなんです。税収の調定なり何なりが低くなっていくわけですから、それに伴って使用料、手数料、その他保育所のそういったところがどうしても金額的に落ちてくるので、ここの経常収益が落ちるんですよという考え方をしていかなきゃいけないという話をしているところでございます。ということで、そこは納得していただければそれでいいです。

次の質問に入りたいと思います。

公会計の考え方のポイントは、私はコストであるというふうに思っています。よりパフォーマンスのよい運営を追求するものである、そこは同じ認識を持っているということでもよろしいでしょうか。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） そのとおりでございます。ただ、コストがかなり年によって多少変わってくるかと思えますけれども、今の公会計制度が静岡県は早くて、平成20年決算が一番最初の年です。今、平成21年度の財務諸表を配付させていただいております。この制度が総務省のモデルだとか、いろんな形のものがありまして、東京都も独自でやっております。政令指定都市も独自でやっております。したがって、よそとの比較ができないと言ったのが現状でございます。じゃ、この公会計の何と申しますか、指標を見るに当たって、とりあえず今どういうふうにご利用するかと申しますと、下田市の経年の経過を把握して、今の現状がどうなのかというふうな判断材料とするしか方法がないのかなというふうに思っております。ただ、今申し上げましたように、平成20年度決算からの制度ですので、まだ経年で下田市がどうだこうだという傾向だとか、どうなっているというのは判断には、ちょっと材料的には少ないのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 10番。

10番（田坂富代君） そのとおりございまして、私も今回、類似団体の財務諸表を分析して見たんですけど、静岡県内だと伊豆市だけなんです、下田の類似団体というのが。伊豆市と下田市というのは、普通にざっくり見ただけでも全く違う環境にあるわけですよ。それでも類似団体として、例えば総務省が言っているのだと、個々の類似団体比較をなささいよという話にはなっているんです。和歌山県の御坊市なんですけれども、ここは、ただ自分が類似団体の中から、海岸近くにあって、人口規模が近いものということで選んで分析してみたんですけど、あいているところは数値が出ていなかったんで計算ができなかったことなんですけれども、結局は類似団体比較しなさいよというふうに総務省が言ったところで、今、課長が言われたように経年比較をしていくしかないんです、この公会計というのは、実態として。だからこそ今出ている、先ほど課長も答弁して下さったんですけど、研修しっかりしていただいて、毎年のきちんと出されてきた数字を職員の皆さんに追いかけていただきたい。そのくらいしないと、何のためにやっているのか。これをつくるのだから、コス

トなんですよ。一人張りつけてやっているわけですから、つくるのに700万円かかる、ざっくりという。1人がかかりきりというわけではないんですが、700万かかっていると。700万というのは一般の職員の給与を単純に職員数で割っただけなので、700万と今言ったんですけれど、結局コストがかかってつくっているものを無駄にしないようにというか、そういう話でございます。

棚卸評価です、今回の。これにはコストという考え方が実はないようなんです。そうすると、これは何のために行うのかということなんです。先ほどご説明していただいたんですよ。だけれど、まさか自分たちの仕事の再認識だけでやるわけじゃないと、何の仕事しているのかわからないんですかと私は聞きたい。最初から事業の必要性を見る評価だとしたら、これもお手盛り評価になりかねないと思うんです。それで果たして意味があるんだろうかと。行政評価とは本質的には異なるというんだけど、一方では総合計画の重点事業を進めるためだとも言われているんです。現在の財政状況で、現在の市内経済の状況で、財源そのものが不足している状況で、より効率を求めることをしていかなければ、事業達成が困難になるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） まさにそのとおりだと思っております。ただ、評価も試行錯誤の点がございます。議員とも前々からお話させていただいていますけれども、やはり食い違うところがかなりございまして、コストという観点は確かに持たなければなりません、一つ一つのコストを余り考えすぎますと、何も身動がきとれなくなっちゃうという部分もあります。自分のやっている仕事が幾らかかっているんだと、会議を1時間やるのに幾らかかっているんだと、そういう意識を持って行政に当たるといってそういう感覚は持っておりますけれども、連動させるというのはなかなか難しいものでございます。一つ一つの、例えば先ほどの収集、ごみ関係のコスト、学校のコストといいますと、かなり高くなります。その点をどうしていくかというのがまたこれからの活動を見出す一つの何というんですか、進む方向を示していると思うんですけれども、まだこれについては試行錯誤の点が、最初言いましたようにありますので、少しずつなれていくと思いますので、しばらく様子を見守ってほしいと思います。

以上です。

議長（大黒孝行君） 10番。

10番（田坂富代君） それでは、財務諸表あるいは財政指標表も今後、今言われているよ

うに事務事業評価も棚卸評価も取り入れていくと。税務課も分析をいろいろされている。役所の分析は、ほぼできているというふうにしておきましょう、とりあえず。そういったときに、総合計画によって今後の行政の方向性は出されましたよね。足りないものは何でしょうか。足りないものとはいうと、今までいろいろな議員さんをご指摘をされてきたように、地域経済と役所との連携がとれていないんじゃないのかなと、そういう気が私はしております。つまり役所の物差しではなくて、民間の物差しで考えることが足りていないんじゃないかな。それができていないと、有効な施策が打てない。これだけ景気が悪くなってしまって、税収も落ちてくると、いろんな面で地方財政計画の中でも流動的なところがありますので、今後ますます厳しさを増してくると思うのです。そういうときに失敗は命取りになりかねない、そういう状況でないかなと思うんですが、企画財政課長としてはいかがお考えでしょうか。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 今一般質問で市長が述べておりますように、行政が主導ではだめだよというところにあらわれていると思います。民間の見方というものが大変大事だ、議員おっしゃるとおり、そのとおりだと思います。そこを十分理解しておりますので、民間の見方というのが、我々もどっぷりつかっているところがあるかもしれませんが、そういうことを認識して行政に当たっていくのは大事だと思っております。市長が一般質問の最初のほうに述べましたとおり、やはり民間の力は偉大だということで、大いにそういう方法を、見方を取り入れた施策を打っていきたいということでございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 10番。

10番（田坂富代君） もう少し話をしなきゃいけないと思いますが、この場では時間が足りませんので、またおじゃまして十分議論をさせていただきたいと思っております。

そろそろ時間も押してきておりますので、まとめに入りたいと思います。

今回は下田市の財政見通しを踏まえ、財政の現状を公会計の財務諸表分析という点で議論をさせていただきました。そして、その財政指標を生かすためにも、また、的確な判断をするためにも、事務事業評価と連動させる必要があるということもお話をさせていただいたところです、見解の違いはありますけれども。重要なことは、この財政健全化と事務事業評価が一体どこに向かうのかということです。役所の内部ではなく、外部へと向かうべき。数字はうそはつきません。その背景をしっかりと見る必要はありますけれども、大ざっぱな見方ではなく、しっかりと数字の意味するものをとらえていただきたい。それが行政に携わる者の

責務だと思っています。

人口減少、少子化、高齢化、不景気、国の不安定な政策、財政の硬直化、下田を取り巻く状況は大変に厳しい。しっかりと見れば見るほど気落ちがしてきます。本当にがっかりします。しかしながら、そういう中でもさまざまな工夫で未来へつなぐことをしていかななくてはならない。この事務事業評価によって、例えばワークシェアですとかアウトソーシングをして、行政が身軽になるということが最終的な目的ではないはずで、それによって雇用が生まれ、人口流出に歯どめがかかるということが最終的な目的になるのではないかと考えています。

もう少し具体的な話をさせていただきますと、他市のことを取り上げて申しわけないんですが、財政再建団体になった夕張市、それがその後どうなったのか。下水道料金は10立方メートル1,470円から2,440円に、下田市は1,000円ですよね。市民税の均等割が3,000円から3,500円に、下田市は3,000円、そんなところだったと思います。雪おろしをする予算も削って、それが原因かどうか知りませんが、雪の重みで図書館の屋根が一部崩落し、建てかえができず、図書館はなくなりました。結果的に若い世代の人口流出に歯どめがかからず、人口の1割が市外へ流出してしまった。納税者が少なくなれば、財政健全化はますます遅れていきます。負のスパイラルということです。人口流出は、まちがなくなることにほかなりません。我々のふるさとを、子供たちのふるさとを存続させるために財政健全化をやっているわけです。行政改革をやったからといって、税金が安くなるわけではありません。そうではないけれど、やらなくては未来につなげないからやるわけです。行政に私は夢は要らないと思っています。夢を追っていたから、主旨質問で申し上げたとおり、将来世代にこれだけ大きな負担を背負わせることになってしまった。増大し続ける扶助費、市民福祉に対してしっかり対応する、そのための歳入であるという考え方をしていただきたい。このわかりにくく、直接市民の利益にならないことこそ、それが行政の根幹なので、我々議会だけではなく、市民の皆様に対しても、ぜひともより丁寧に説明をしていただき、公会計や事務事業評価が単なるお荷物事業になるということではなく、実りある事業になる努力をお願いいたします。事務方の長である副市長、ご答弁いただければ幸いです。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 今、田坂議員から延々とセミナーに参加した結果の勉強を披露をしていただきまして、大変ありがとうございました。

聞きほれておりまして、答弁がということで急にふられたもんですから、今考えております。

議員言われたように、確かにこの公会計、事務事業評価、これからは大きなポイントになるかと思えます。私も今考えております中で、1市3町の合併の議論をしたときに、その自治体の目に見える危機、この議論を大変いたしました。そのときから、いや目に見えない財産がそれぞれの自治体にあるんじゃないかなろうかと、これを評価しなければ、例えば今後10年間の事業を実施するときに、その配分だってうやむやになっちゃうよといったりなんかしまして、あの当時にこういう公会計がしっかりと、財務諸表等々もできていれば、これはもうもっともっと実のあった議論がされたんじゃないかなろうかなというふうに思っております。

そうしたことで、今我々がこうやって聞かされて勉強するものなかなか酷ですけども、議員言われたように若い職員には、これからの時代この公会計絶対必要です。各自治体に必要と同時に、これからは各自治体が皆さん同じような様式の中でつくれば、これは当然比較ができます。議員も言われておりましたとおり、余りまだ多くの自治体で実施されていないもんですから、数値は出たんですけど、そして平均的な数値はここからここですよ、これはもう十分わかります。でも、その平均的な数値の中で、例えば下田のこの0.8とか90%とかという数値がよその自治体と比べてどの程度違うのか比較できません。ですから、今後各自治体がこの公会計の重要性を認識して、それぞれみんながつくられて、しっかりと比較ができると、これは行政運営上大変な資料になるんだろうなというふうに思っておりますので、しっかり若い職員に勉強をさせていきたいというふうに思っております。

議長（大黒孝行君） 10番。

10番（田坂富代君） 今日の議論を頭の片隅にでも置いていただいて、雑な予算のつけ方になさいますねよう、また地域経済をしっかり把握し、数字を読み込んで、必要な政策を立てていただけますようお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（大黒孝行君） これをもって、10番 田坂富代君の一般質問を終わります。

議長（大黒孝行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日は、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでございました。

午後 3時41分散会